

史跡毛利氏城跡（郡山城跡） 保存活用計画

令和三年三月

安芸高田市教育委員会

令和3年(2021)3月

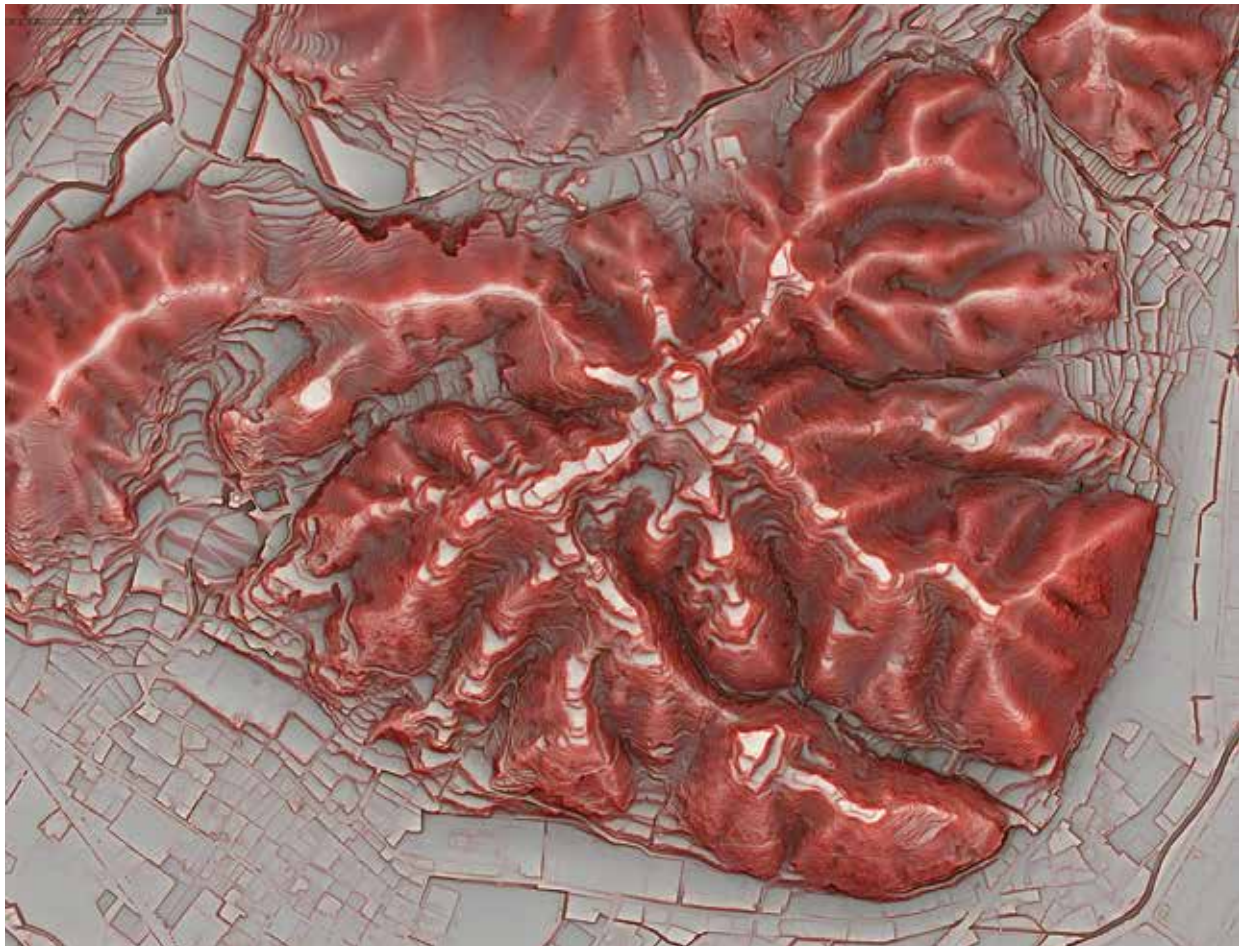
安芸高田市教育委員会



郡山城跡全景と市街地



東側上空から見た郡山城跡



郡山城跡赤色立体地図



郡山城跡赤色立体地図鳥瞰図（東側より）

序

毛利氏の本拠城である郡山城跡は、これまで良好に保存されてきたため、城の発展段階や営みが遺構、遺物及び資料でたどれる山城跡として稀有な存在です。

この郡山城跡を後世に残すべく、昭和63年(1988)3月に合併前の吉田町教育委員会が「史跡毛利氏城跡(郡山城跡・多治比猿掛城跡)保存管理計画策定報告書」を策定し、30年以上経過しました。この間、安芸高田市のみならず、全国的に文化財を取り巻く環境が目まぐるしく変化していますが、文化財は豊かな日本文化の基盤であり、その存在意義を後世に確実に継承しなければなりません。

平成29年(2017)12月8日、文化審議会の「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について」第一次答申では、社会状況の変化等による、文化財の滅失や散逸等が深刻、緊急の課題であること、文化財やその周辺環境を総体として捉え、継続的・計画的にその保存・活用に取り組むことの重要性や次世代への継承、まちづくりや地域の活性化などに生かしていくことの必要性などが指摘されました。これを踏まえ、平成31年(2019)4月1日「文化財保護法及び地方行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

郡山城跡においても、樹木の成長や獣被害等による遺構のき損や、頻度を増す豪雨や土砂の流出等、新たな保存上の問題点・課題があるとともに、教育・文化面はもとより観光・交流や地域の活性化を含め、より一層の活用が求められています。

安芸高田市では、厳しい財政運営が続く中ですが、市の宝である郡山城跡を保存するとともに今まで以上に活用を図り、次世代へ継承していくため保存管理計画を見直し、新たな検討を行うこととし、この度令和元年度(2019)、同2年度(2020)の2ヶ年で、8名の委員で構成する「史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会」を設置し、関係者、関係諸機関の指導を得ながら、「史跡毛利氏城跡(郡山城跡)保存活用計画」を策定しました。

本書は、「毛利氏の歴史文化を今に伝える郡山城跡の価値と特色を市民・地域の支えで永く守り、活かす」という基本理念に基づき、史跡に関する適切で効果的な保存活用を推進するための計画です。多くの皆様が貴重な郡山城跡に触れ、地域の歴史を感じていただき、さらには市の宝を次世代へ継承するための一助となれば幸いです。

最後にこの計画策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、適宜御指導をいただきました文化庁、広島県教育委員会、学識経験者の皆様方、また多大なご理解、ご協力をいただきました地元の皆様に厚くお礼申し上げます。

令和3年(2021)3月

安芸高田市教育委員会
教育長 永井 初男

例 言

1. 本書は、史跡毛利氏城跡（郡山城跡 多治比猿掛城跡）のうち、郡山城跡（安芸高田市吉田町吉田）の保存活用計画書である。
2. 本事業は、安芸高田市教育委員会が国庫補助事業（史跡等保存活用計画策定事業）として、令和元年度(2019)～2年度(2020)の2ヶ年で実施した。
3. 本計画策定にあたっては、文化庁、広島県教育委員会の指導助言のもと、安芸高田市教育委員会が設置した「史跡毛利氏城跡（郡山城跡）保存活用計画策定委員会」による協議・検討を経て策定した。
4. 本事業の事務局は、安芸高田市教育委員会生涯学習課に置いた。
5. 本事業は、計画策定支援業務を株式会社地域計画工房に委託して行った。
6. 本事業は、測量調査（航空レーザ測量）事業をアジア航測株式会社に委託した。
7. 本書の編集は、同計画策定委員会において協議、検討した内容をもとに、事務局が行った。

～目次～

序

例言

第1章 計画策定の前提	1
第1節 計画策定の沿革と目的	1
1 計画策定の沿革	1
2 計画策定の目的	7
第2節 計画の対象とする区域	8
第3節 計画期間	10
第4節 委員会の設置・経緯	10
1 委員会の設置	10
2 計画策定の経緯	11
第5節 他の計画との関係	13
1 上位計画・関連計画と本計画との関係	13
2 上位計画・関連計画の概要	14
第2章 史跡を取り巻く環境	16
第1節 安芸高田市の概況	16
第2節 自然環境	17
1 地形・地質	17
2 気象	19
3 植生	19
第3節 歴史環境	24
1 安芸高田市の歴史概況	24
2 安芸高田市の指定・登録文化財	28
第4節 社会環境	32
1 人口	32
2 主な社会教育施設	33
3 観光	34
第3章 史跡の概要	36
第1節 指定と追加指定に至る経緯	36
第2節 指定の状況	37
1 指定告示	37
2 指定説明文とその範囲	37
3 史跡毛利氏城跡保存管理計画策定事業以降の調査成果	41
4 指定地の状況	43

第4章 史跡の本質的価値	50
第1節 史跡の本質的価値の明示	50
第2節 新たな価値評価と本質的価値に付随する評価の明示	51
第3節 構成要素の特定	53
1 構成要素の特定の考え方	53
2 構成要素	54
第5章 史跡の現状・課題	57
第1節 保存（保存管理）	57
1 現状	57
2 課題	58
第2節 活用	60
1 現状	60
2 課題	62
第3節 整備	63
1 現状	63
2 課題	64
第4節 運営・体制の整備	66
1 現状	66
2 課題	66
第6章 史跡の保存・活用の基本理念と方針	67
第1節 史跡の保存・活用の基本理念（目標）	67
第2節 取組の基本方針	68
1 保存（保存管理）の基本方針	68
2 活用の基本方針	68
3 整備の基本方針	69
4 運営・体制の整備の基本方針	70
第7章 史跡の保存（保存管理）	71
第1節 保存（保存管理）の方向性	71
1 ゾーン区分	71
2 史跡指定地における文化財の保存（保存管理）の方向性	73
3 史跡周辺における文化財の保存や景観形成の方向性	73
第2節 保存（保存管理）の方法	75
1 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針と取扱基準 （史跡指定地）	75
2 史跡の保存に関わる法的・行政的措置及び調査	81
第8章 史跡の活用	87
第1節 活用の方向性	87
第2節 活用の方法	87

第9章 史跡の整備	89
第1節 整備の方向性	89
第2節 整備の方法	89
1 主として史跡の保存のための整備	89
2 主として史跡の活用に関わる整備	91
第10章 運営・体制の整備	97
第1節 運営・体制の整備の方向性	97
第2節 運営・体制の整備の方法	97
第11章 施策の実施計画の策定・実施	100
第1節 施策の実施計画の策定	100
第2節 施策・事業の実施への対応	104
第12章 経過観察	105
第1節 経過観察の方向性	105
第2節 経過観察の方法	106
1 経過観察の基本的な内容と手順	106
2 経過観察の内容	106
資料編	
郡山城跡測量図（等高線図）	112
郡山城跡測量図（遺構平面図）	114
郡山城跡赤色立体地図	116
文化財保護法及び関連法令（抜粋）	118

第1章 計画策定的前提

第1節 計画策定の沿革と目的

1 計画策定の沿革

郡山城跡は、吉田盆地の北の独立峰を利用した毛利氏の本拠城の跡であり、標高 390 m、比高約 190 m の山頂に本丸、二の丸、三の丸（郭の名称は 18 世紀以降の地誌に記された地元の呼称）を構え、四方に延びる尾根には 270 の郭があり、郡山全域を城郭化した大規模な山城である。

毛利氏は承久 3 年 (1221) の承久の乱の後吉田荘を得、14 世紀には吉田荘に入ったとされる。しかし、本拠としての城が確認されるのは享徳 2 年 (1453) の「城誘」の記事以降で、家臣等の在城の記事が散見される。したがって、少なくとも 15 世紀中頃には郡山南東部に城（本城）が築かれていたと推定され、その後、毛利元就が 16 世紀中頃に城域を郡山全域に拡大し、さらに、その孫の輝元が改修している。輝元は広島城を築き、天正 19 年 (1591) に移ったことから、およそ 150 年の間、毛利氏の居城であった。

郡山城跡は、独立峰をなす郡山全域を利用し、大規模で郭の数が極めて多く、それが複雑に構成され、しかも時代的変遷をたどれる特徴があるとともに、毛利氏の城のあり方を示す上で貴重な中世から近世の山城であり、よく保存されている。

郡山城跡は、昭和 15 年 (1940) 8 月 30 日に山頂部を中心として、7.5ha（本丸、二の丸、三の丸、厩の壇、釜屋の壇、姫の丸壇、釣井の壇、御蔵屋敷の壇、勢溜の壇、満願寺跡、妙寿寺跡、羽子の丸ほか）が国の史跡に指定された。その後、毛利元就の墓が昭和 29 年 (1954) 11 月 11 日に広島県の史跡に指定された。

さらに、昭和 63 年 (1988) 2 月 16 日、「毛利氏城跡」として追加指定が行われ、郡山の約半分の 43ha（公簿面積：以下同様）が史跡指定地となっている。このとき、郡山城跡の北西約 4 km の距離に位置している多治比猿掛城跡（面積 18ha）も国の史跡となっている。なお、多治比猿掛城は、元就が大永 3 年 (1523)、27 歳で郡山城に移るまで居住した山城であり、比高 120 m の天険によった要害で、山頂の物見丸、丘陵先端の中心部郭群、中心部郭群から 60 m 下がった斜面中腹の寺屋敷郭群、平野部に半島状に突き出した出丸の 4 群に分けられる。

こうした史跡を保存・活用していくため、昭和 63 年 (1988) 3 月に当時の吉田町教育委員会（現・安芸高田市教育委員会）が『史跡毛利氏城跡（郡山城跡・多治比猿掛城跡）保存管理計画策定報告書』を策定している。

この保存管理計画の策定から 30 年以上が経過している。

この間の経緯の中で、毛利氏城跡の追加指定に先立ち、昭和 61 年 (1986) に史跡指定された山県郡千代田町・豊平町・大朝町にまたがる吉川氏城館跡では、3 町が連携して平成元年 (1989) に史跡吉川氏城館跡保存整備事業を計画、同 2 年 (1990) には広島県と 3 町で事業計画を検討するが、その経緯のなかで吉川氏城館跡に隣接し吉川氏城館跡にかかわりの深い毛利氏城跡のある吉田町もこれに加わり、広島県と 4 町による「中世城館遺跡保存整備基本計画」を策定する。内容は広島県が発掘調査、当該町が発掘調査後の史跡整備と役割分担し、20 年計画で当面 1 町 1 遺跡を対象とした。平成 3 年 (1991)、千代田町の万徳院跡から事業を開始し、吉川元春館跡、小倉山城跡と続き、郡山城跡は平成 13 年 (2001) から事業開始とした。ところが広島県による吉川氏城館跡の発掘調査が一巡した平成 12 年 (2000)、吉田町は広島県が翌 13 年 (2001) から郡山城跡の発掘調査を

実施しても、その後の史跡整備は困難との判断に至り、事業計画の見直しが行われた。このため、事業継続中の吉川氏城館跡の史跡整備は当該町が継続するが、郡山城跡については事業に着手しないこととなった。以後、「中世城館遺跡保存整備事業」は、中断することになり現在に至っている。

その後郡山城跡では、表 1-1 に示すように、災害や防災事業に伴う発掘調査や試掘調査の実施、自然災害による史跡のき損やその復旧、説明板・誘導標識の設置、登山道の修繕、危険木の伐採を行っているとともに、平成 18 年(2006) 2 月には日本城郭協会から「日本 100 名城」に選定されている。

また、郡山城跡の状況や取り巻く環境も変化しており、樹木の成長による遺構のき損や景観の変化、眺望の制約、頻度を増す豪雨による土砂の流出、当時の道を利用した登山道・遊歩道の劣化（土砂の流出、階段の段木の破損）、山中における維持管理の問題点・留意点が指摘されている。加えて、山麓部や周辺地域を含めた関係する文化財とのネットワークづくり（関連文化財群）、情報通信技術を活用した情報発信等の新たな課題も生じている。

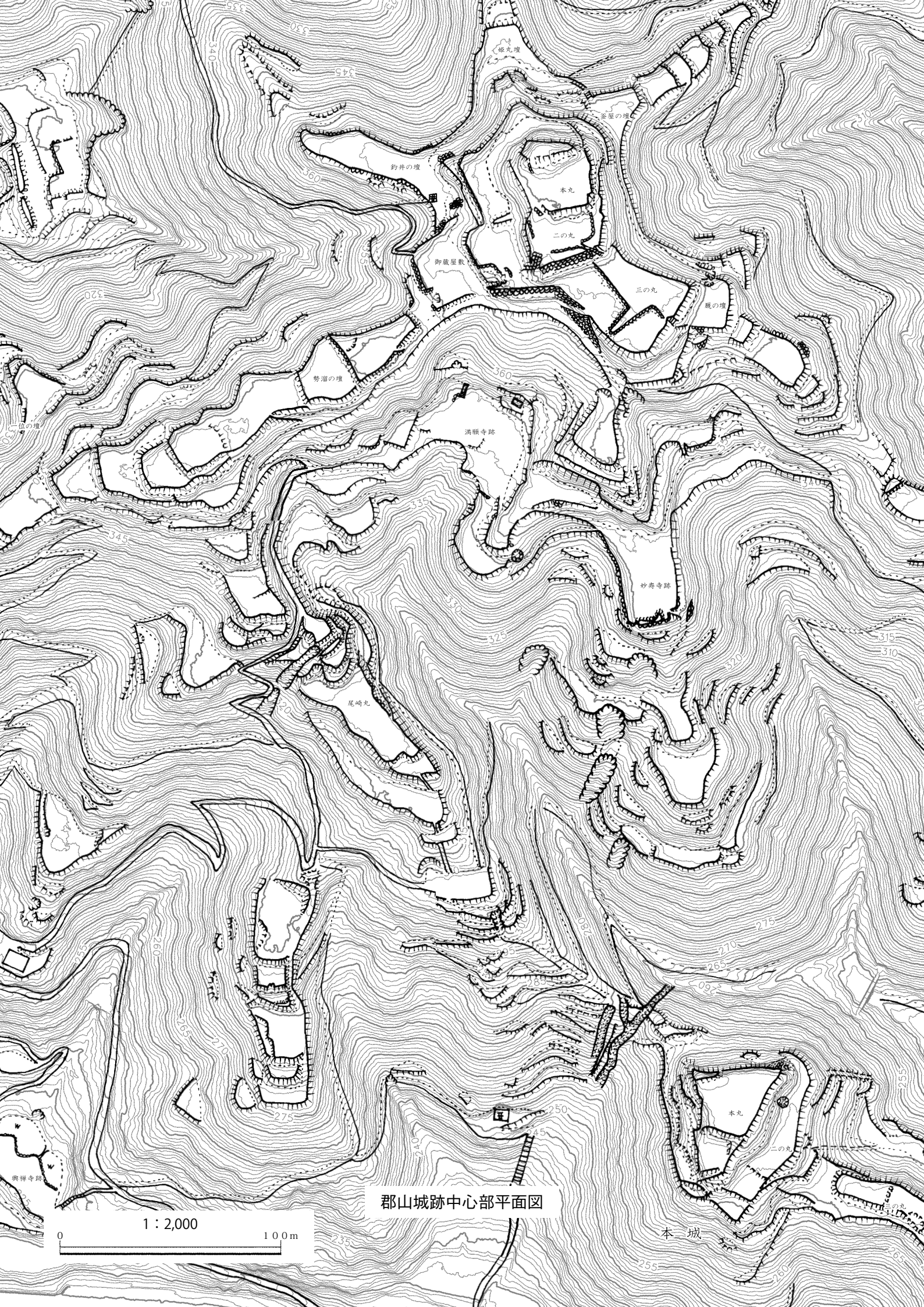
一方で、これまでは近世文書・絵図、地名・伝承により研究が進められてきていたが、近年の城郭調査の進展に伴い、航空・地上測量による規模や構造の調査、同世代史料による研究や、地表面調査や採集遺物の調査、砂防工事や災害復旧に伴う発掘調査も実施されている。これら調査・研究を通じて、城郭の拡張過程やその状況が明らかにされ、部分的ではあるが山麓を巡る堀の位置も推定できた。

さらに、国の制度として、これまでの「保存管理計画」は「保存活用計画」に移行し、平成 31 年(2019) 3 月には策定に当たっての国（文化庁）の指針が示され、保存・活用を図るために必要な施策・事業の実施計画の記載が求められているとともに、当該計画の国による認定を申請できることになった。

こうした郡山城跡の現状や取り巻く環境の変化、調査・研究の進展、国の法制度を踏まえ、史跡毛利氏城跡（郡山城跡）を将来にわたって確実に保存し、有効に活用するため、保存管理計画を見直し、保存活用計画を策定する必要がある。

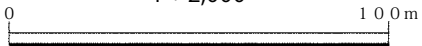
史跡毛利氏城跡は郡山城跡と多治比猿掛城跡で構成されているが、近年の豪雨災害により郡山城跡の南側斜面で土砂崩れが発生し（現在、防災工事中）、今後も災害の危険性があること、日本百名城に選定され来訪者が増え園路・登山道（登城路）の破損が顕著となっていることから、郡山城跡において早急に計画を策定することが求められている。多治比猿掛城跡については、本計画の策定を踏まえ、今後、保存活用計画の策定を検討する必要がある。

なお、本書では郭の名称を本丸、二の丸等、近世地誌に示され現在も使用されている呼称で示したが、これは在城時の呼称ではない。また、寺院跡についても将来的にはこれらが改称される可能性があることを付記しておく。



郡山城跡中心部平面図

1 : 2,000



本城

表1-1 保存管理計画策定以降の経緯

1/2

調査関係
 き損関係
 その他事項
 現状変更

年度	月日	事項
平成3年度	平成3年11月18日	中世城館遺跡保存整備事業（県・4町）第1次試掘調査（郡山大通院谷）～1/24
	平成4年2月15日	旧本城跡郭立木364本伐採（現状変更・環境整備）
	平成4年3月10日	本丸・周辺郭跡風倒木55本伐採（現状変更・環境整備）
平成4年度	平成4年10月5日	中世城館遺跡保存整備事業第2次試掘調査（旧簡易裁判所跡地）～10/22
	平成5年1月14日	中世城館遺跡保存整備事業第3次試掘調査（少年自然の家敷地）～2/12
平成5年度	平成5年7月25日	郡山展望台「百万一心」文字イルミネーション設置
平成6年度	平成7年3月27日	毛利氏墓所休憩所新築工事
平成7年度	平成7年7月3日	大雨によりき損（満願寺跡入口分れ付近で登山道一部崩落）①
	平成8年1月22日	大通院谷川砂防事業に伴う郡山大通院谷遺跡発掘調査 500㎡～3/31
平成8年度	平成8年4月1日	大通院谷川砂防事業に伴う郡山大通院谷遺跡発掘調査 14,000㎡～平成11年6月30日
	平成8年11月13日	枯損木伐採（現状変更・本丸6・二の丸6・隆元墓所7）
	平成8年11月8日	御里屋敷跡伝承地（旧少年自然の家）（現状変更・排水管修繕工事）
平成9年度	平成9年8月10日	登山道整備工事（現状変更他・木製階段（枕木）補修152段，同新設48段，土留め柵工2箇所，案内板（据置き型）3基新設，遊歩道盛土2箇所，遊歩道横断溝補修2箇所，石階段修繕4箇所，標識柱5基）
	平成9年10月29日	郡山公園上遊歩道法面・古墓発掘調査～10/29 現状変更
平成10年度	平成11年1月20日	危険木伐採（隆元墓所付近道路沿1本）
平成11年度	平成11年6月29日	郡山公園内・入口付近道路豪雨によりき損（一部斜面崩落：②-1・路肩崩れ：②-2）
	平成11年9月24日	台風によりき損 本丸～三の丸・周辺郭跡で30本倒木，毛利氏墓所参道入口石垣一部崩落③
	平成12年1月22日	大通院谷川砂防事業に伴う郡山大通院谷遺跡西地点発掘調査 2,400㎡～平成13年6月23日
平成12年度	平成13年3月15日	危険木伐採（隆元墓所付近道路沿7本）
	平成13年3月24日	芸予地震 毛利氏墓所石垣崩落
平成13年度	平成14年3月28日	郡山城跡案内板修繕（吉田小学校前：史跡外）
	平成14年3月28日	毛利氏墓所参道修繕（現状変更）
	平成14年3月28日	毛利氏墓所石垣修繕（き損復旧）④
平成15年度	平成15年9月10日	説明板3基（1基は史跡外）・毛利氏墓所門扉2箇所・木製階段40段修繕
	平成15年11月4日	御里屋敷跡伝承地（事業団第2事務所）敷地アスファルト舗装
平成16年度	平成16年9月7日	台風により毛利氏墓所入口郡山城跡大型案内板倒壊（史跡外）
	平成17年3月4日	二の丸案内板修繕（現状変更）
平成17年度	平成18年2月13日	日本城郭協会が「日本100名城」に選定，5月からスタンプラリー開始
平成18年度	平成18年9月16日	台風被害（倒木14，斜面崩壊7箇所：⑤-1～⑤-8ほか）
	平成18年12月28日	二の丸・満願寺跡入口ほか誘導標修繕（現状変更15箇所）
	平成19年2月21日	郡山公園・博物館前案内板修繕（史跡外）
	平成19年2月26日	毛利一族墓所玉垣修繕
	平成19年3月9日	郡山公園（史跡外）・隆元墓所・常栄寺跡説明板修繕，墓所休憩所内説明板2枚，青光井山尼子陣所（史跡外）・墓所入口駐車場北（史跡外）・御蔵屋敷の壇・尾崎丸入口・展望台（史跡外）案内板修繕，誘導標修繕5基（現状変更）
	平成19年3月29日	毛利元就墓所上登山道境杭（木製フェンス）設置（現状変更・杭150本，鉄筋4m×40本）
	平成19年3月30日	郡山大通院谷砂防公園内「日本百名城」石碑設置（史跡外）

表1-1 保存管理計画策定以降の経緯

年 度	月 日	事 項
平成19年度	平成19年10月23日	毛利元就火葬場跡説明板修繕（史跡外）
	平成20年3月28日	郡山城跡案内板（吉田小学校前：史跡外）改修
平成20年度	平成20年6月5日	保育所裏危険木伐採4、枝切り9（現状変更）
	平成20年9月11日	土砂災害復旧治山事業に伴う「西谷地点」発掘調査 ～12/26(史跡外)
平成21年度	平成21年10月10日	遊歩道・本丸周辺郭等草刈、倒木整理（現状変更・環境整備）
	平成22年3月4日	御里屋敷跡伝承地（旧少年自然の家）工作物（置き型プレハブ）設置（現状変更）
	平成22年3月30日	説明板・ベンチ・誘導票設置・改修、危険木伐採（現状変更） 史跡指定外説明板修繕(1)・古墳標識板設置
平成22年度	平成22年4月16日	姫の丸壇・倒木1撤去（現状変更）
	平成22年7月12日～14日	大雨により毛利隆元墓所参道斜面崩壊8m×4m：⑥-1、郡山公園東側斜面（吉田高校裏）大規模崩壊24m×18m：⑥-2、満願寺跡付近の小規模郭南側縁辺部崩落5m×2m：⑥-3
平成23年度	平成23年10月14日	大雨災害で毛利氏墓所石垣崩落 き損届
	平成24年3月14日	毛利氏墓所石垣崩落復旧工事
	平成24年3月28日	難波谷砂防堰堤建設に伴う試掘調査（現状変更）
平成24年度	平成24年7月8日	毛利一族墓所内モミジ倒木 7月11日処理（き損届復旧）
	平成24年7月10日	毛利元就・一族墓所門扉取替え（現状変更）
	平成25年3月26日	釣井の壇・井戸安全対策のため落下防止の網設置
	平成25年3月28日	「日本百名城郡山城」大看板製作・設置 2箇所、郡山城史跡登山口表示石碑移設、郡山城下町案内板整備5、郡山城跡パンフレットBOX設置3（未来創造事業）
平成25年度	平成25年10月1日	毛利元就墓所上登山道倒木1(史跡外)
	平成25年	展望台一字三星紋幕設置（商工観光課事業）
	平成26年3月31日	案内板・標識修繕4箇所（史跡外）（未来創造事業）
平成26年度	平成26年7月31日	難波谷砂防堰堤建設工事（砂防堰堤2箇所等：現状変更）⑦
平成29年度	平成29年12月28日	毛利氏墓所鳥居付近枯木伐採
	平成30年3月30日	登山道階段枕木修繕（20段）・危険木伐採（4本）
	平成30年3月30日	嘯岳鼎虎墓所（毛利氏墓所上）石灯笼安全対策修繕
平成30年度	平成30年7月6日	毛利氏墓所石垣崩落（き損届復旧）⑧
	平成31年3月22日	登山道・毛利氏墓所上窪みの土嚢充填（約20m）
	平成31年3月29日	登山道危険木・支障木伐採（26本）
令和元年度	平成31年4月19日～	広島県郡山急傾斜地崩壊対策事業（第1期工事：現状変更）⑨
	令和元年10月1日～令和2年3月23日	登山道危険木・支障木（150本） 登山道土嚢充填・階段修繕

※①～⑨の番号は図 1-1 の番号と一致する。



郡山大通院谷遺跡発掘調査風景
(平成12年)



郡山公園東側斜面大規模崩壊
(平成22年)



毛利隆元墓所参道斜面崩壊元就墓所上登山道倒木
(平成22年)



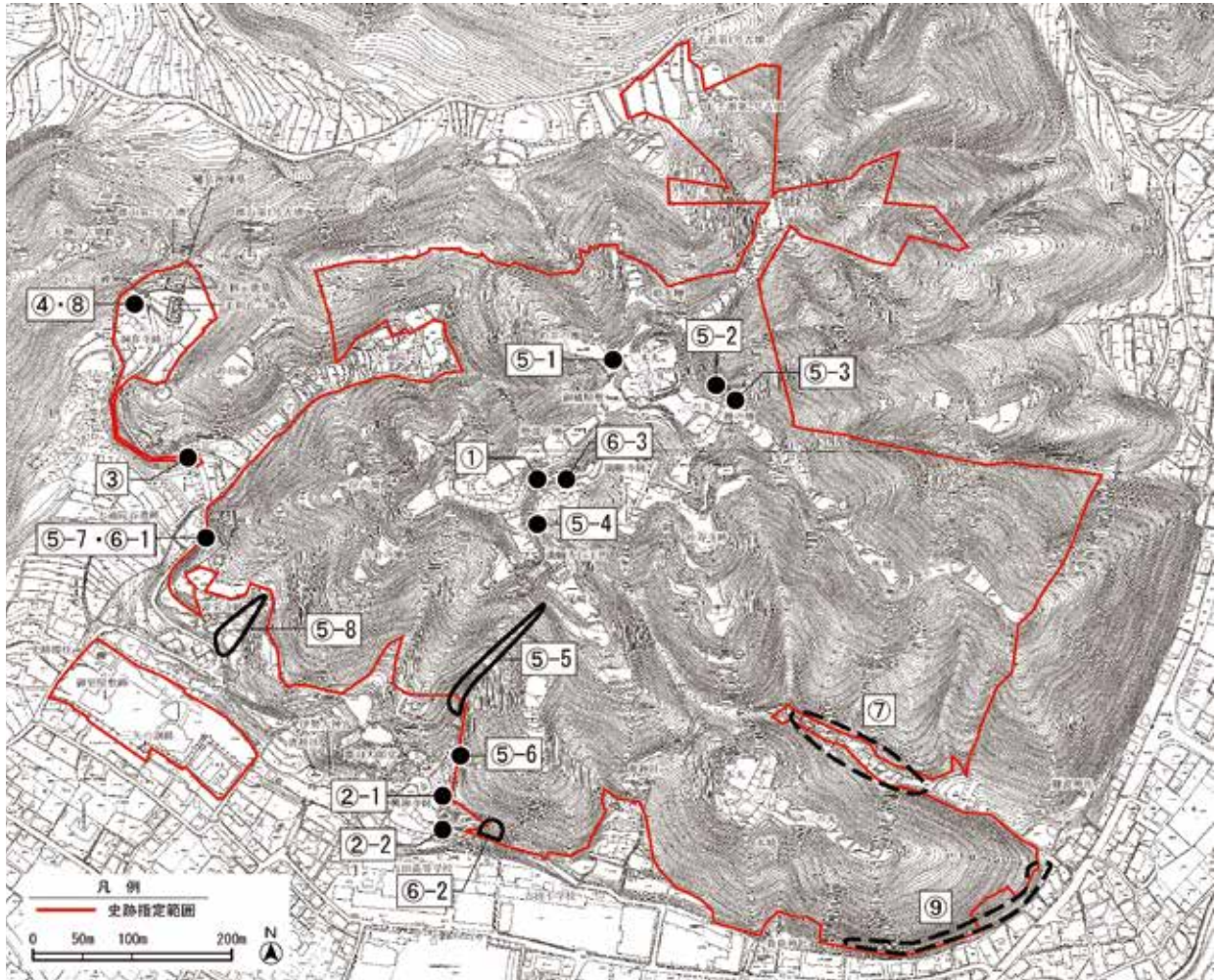
毛利元就墓所石垣崩落
(平成23年)



毛利元就墓所上登山道倒木
(令和2年)



勢溜の壇先端付近裸地化状況
(令和2年)



※番号は表 1-1 と一致する。
 ※破線で示す範囲は概ねの事業地範囲である。

図 1-1 災害によるき損箇所

2 計画策定の目的

郡山城跡は、中世から近世の山城として良好に遺存しているとはいえ、前述のように樹木の成長による遺構（石垣・石塁）のき損や景観の変化、頻度を増す豪雨や土砂の流出等、史跡の保存上の問題点・課題があるとともに、教育・文化面はもとより観光・交流や地域の活性化を含め、より一層の活用が求められている。

こうしたことを踏まえながら、郡山城跡の保存状態や管理状況の現状と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用に向けた考え方や方針・方法、必要な施策・事業の実施計画を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組が進められるよう、「史跡毛利氏城跡（郡山城跡）保存活用計画」を策定するものである。

なお、保存活用計画は、「文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画」である。

第2節 計画の対象とする区域

本計画の対象とする区域を、次のように設定する。

なお、史跡の保存に関しては、下記に示す主たる計画対象区域（図 1-2 を参照）において取組の方向性・方法を明らかにする。

また、活用を検討する範囲は、主たる計画対象区域やその周辺（関連する計画対象区域）とともに、吉田地域、安芸高田市全体及び市域外の地域も考慮し、後者については関連する文化財のネットワークについて検討する（図 1-3 を参照）。

つまり、本計画は、史跡指定地はもとより、史跡指定地周辺における文化財や歴史的資源の保存・活用、景観的な調和、並びに市域レベルを含めて当該史跡との一体的又はネットワーク的な地域資源の活用を目指すものである。

■史跡指定地（主たる計画対象区域）

○本計画の中心的な対象は史跡指定地（指定面積約 43ha）である。

■郡山の史跡指定地周辺の山地・南側山麓部（史跡指定地外：主たる計画対象区域）

○郡山の史跡指定地外の区域

○推定（想定）される内堀から城跡側の概ねの区域（南側山麓部）

○大通院谷（南西側山麓部）

※山城の構成要素，一体的な城郭機能を構成していたと推定できる区域であり，史跡指定地と一体的となる主たる計画対象区域とする。

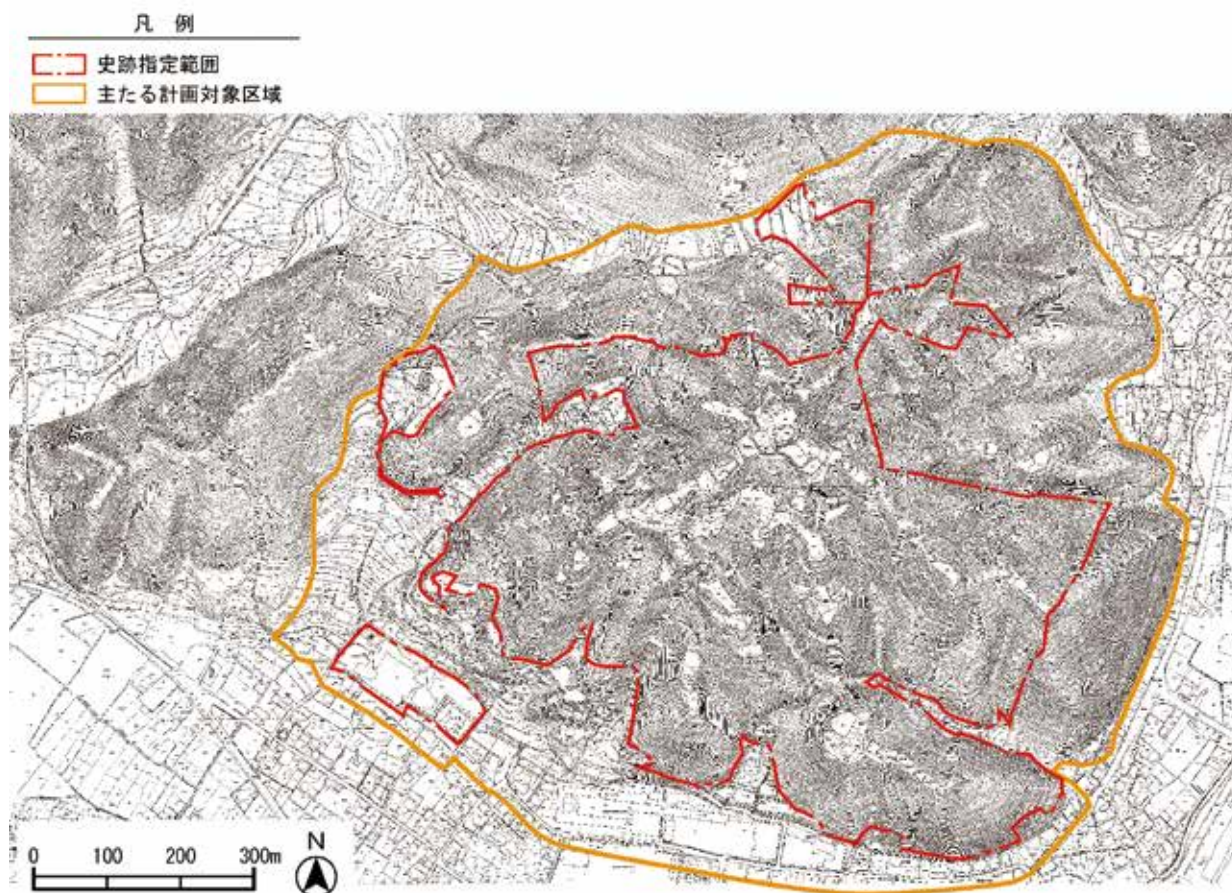


図 1-2 主たる計画対象区域

□郡山城跡周辺区域（史跡指定地外：関連する計画対象区域）

- 史跡指定地及び郡山の史跡指定地周辺の山地・山麓部を除く，郡山城跡の周辺区域
- ・郡山城跡の南側平地部（市街地）を中心とした区域：郡山城の城下町が存在していたと推定される区域（旧城下町）及びその周辺
- ・郡山の北側，東側の山麓部：郡山（城跡）の直近の区域…北側は概ね林道より郡山側，東側は江の川（可愛川）より西

さらに，計画の策定においては，上記の範囲以外（上記の範囲の周辺～市域全体）における文化財も考慮する（調査・検討の対象）。

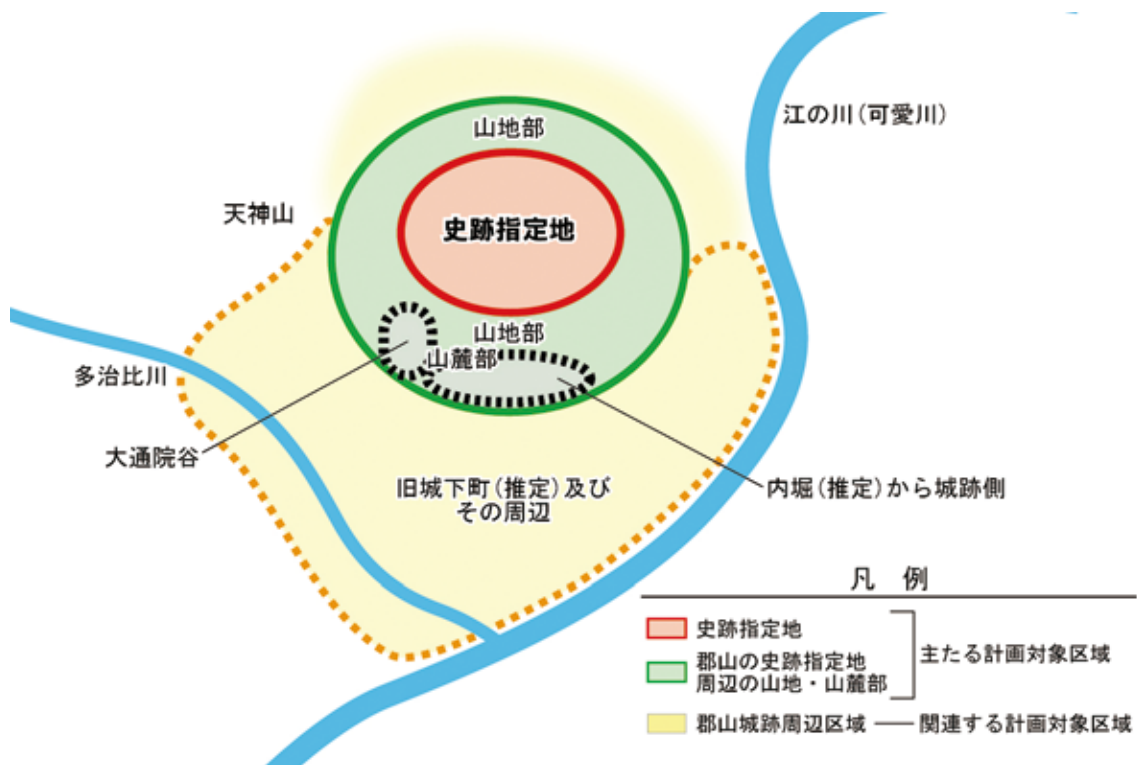


図 1-3 計画対象区域（概念図）

第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年(2021)4月1日から令和13年(2031)3月31日の10か年とする。

第4節 委員会の設置・経緯

1 委員会の設置

本計画は、「史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会」を設置し、そこでの協議・意見を踏まえながら、令和元年度(2019)及び令和2年度(2020)の2か年において策定する。

史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会 委員名簿 (敬称略)

	名 前	所 属	摘 要
1	うちだ かずのぶ 内田 和伸	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 遺跡整備研究室長	史跡整備
2	なかい ひとし 中井 均	滋賀県立大学人間文化学部 地域文化学科教授	城郭研究
3	かいぼり まさひろ 海堀 正博	広島大学大学院 先進理工系科学研究科教授 広島大学防災・減災研究センター長	自然災害科学 砂防学
4	あきやま のぶたか 秋山 伸隆	県立広島大学 特任教授	中世史研究 毛利氏研究
5	すずき やすゆき 鈴木 康之	県立広島大学地域創生学部地域文化コース教授 広島県文化財保護審議会委員	中世考古学研究 博物館学
6	おきの せいじ 沖野 清治	安芸高田市文化財保護審議会会長	市文化財保護審議会 本委員会副委員長
7	おづ たかし 小都 隆	安芸高田市文化財保護審議会委員	史跡整備、城郭研究 本委員会委員長
8	むらもと ふみこ 村本 文子	吉田地区振興会	地元代表 郡山城史跡ガイド協会

オブザーバー

のぎ ゆうだい 野木 雄大	文化庁 文化財第二課 史跡部門 文部科学技官
なかやま ゆきえ 中山 愉希江	広島県教育委員会 管理部 文化財課 埋蔵文化財係 指導主事 (～令和2年3月)
むらた すずむ 村田 晋	広島県教育委員会 管理部 文化財課 埋蔵文化財係 主任 (令和2年4月～)

事務局

ながい はつお 永井 初男	安芸高田市教育委員会	教育長	
どい みきお 土井 実貴男	安芸高田市教育委員会	教育次長（～令和2年3月）	
ふくい ただし 福井 正	安芸高田市教育委員会	教育次長（令和2年4月～）	
おぐら たかしげ 小椋 隆滋	安芸高田市教育委員会	生涯学習課長	
かわじり まこと 川尻 真	安芸高田市教育委員会 安芸高田市教育委員会	生涯学習課 生涯学習課	課長補佐（～令和2年3月） 文化財係 主任（令和2年4月～）
もりかわ みゆき 森川 美由紀	安芸高田市教育委員会	生涯学習課	文化財係 係長
あきもと てつじ 秋本 哲治	安芸高田市教育委員会	生涯学習課	文化財係 主査
ひうら ゆうこ 日浦 裕子	安芸高田市教育委員会	生涯学習課	文化財係 主任主事 （令和2年4月～）

2 計画策定の経緯

本計画の策定に当たっては、史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会を開催するとともに、関係する調査・作業（現地調査，資料の把握・整理，計画策定作業）を行った。

■第1回史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会

開催日時：令和元年(2019)8月1日(木) 14:00～16:00

場 所：安芸高田市民文化センター3階 教育委員会内会議室

<議事>

- 委員長・副委員長選出
 - ・小都委員長
 - ・沖野副委員長
- 保存活用計画策定事業の概要について
 - ・経緯と目的
- 保存活用計画目次案・計画策定書について
 - ・目次案
 - ・第1章～第3章
- その他



委員会風景（第1回）

■第2回史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会

開催日時：令和元年(2019)10月2日(水)

14:00～16:15

場 所：安芸高田市民文化センター 3階
301 研修室

<議事>

- 保存活用計画策定書について
 - ・第1章～第3章（案：修正）
 - ・第4章～第6章（素案）
- その他



委員会風景（第2回）

■第3回史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会

開催日時：令和元年(2019)10月27日(水)
14:00～17:00

場 所：郡山城跡

<議事>

○郡山城跡の現地視察

- ・保存整備事業の具体的な検討のため、遺構の確認、立木の整備による遺構への影響の検討、法面の崩落・土石流対策の検討のための現地視察



委員会風景(第3回)

■第4回史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会

開催日時：令和2年(2020)8月31日(月)
14:00～16:45

場 所：安芸高田市民文化センター
4階 小ホール

<議事>

○保存活用計画策定書について

- ・第1章～第8章(案)
- ・第9章～第12章(素案)



委員会風景(第4回)

■第5回史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会

開催日時：令和2年(2020)11月13日(金) 14:00～16:45

場 所：安芸高田市民文化センター 4階 研修室402

<議事>

○保存活用計画策定書について

- ・史跡毛利氏城跡(郡山城跡)保存活用計画～案～
- ・パブリックコメントの募集について

■パブリックコメント及び安芸高田市文化財保護審議会委員の意見聴取

パブリックコメント：令和3年(2021)1月6日(水)～2月4日(木)

安芸高田市文化財保護審議会委員の意見聴取：令和3年(2021)1月

■第6回史跡毛利氏城跡保存活用計画策定委員会

開催日時：令和3年(2021)2月16日(火) 14:00～16:00

場 所：安芸高田市民文化センター 4階小ホール

<議事>

○保存活用計画策定書について

- ・史跡毛利氏城跡(郡山城跡)保存活用計画～案～
- ・パブリックコメント及び安芸高田市文化財保護審議会委員の意見聴取について

第5節 他の計画との関係

1 上位計画・関連計画と本計画との関係

本計画は、安芸高田市の最上位計画である「第2次安芸高田市総合計画」及び教育分野の上位計画である「第2次安芸高田市教育振興基本計画」に即するとともに、関連計画との調整、整合を図りながら策定した。また、市民憲章を踏まえ、市民目線や市民一人ひとりの取組の面からも、本計画の内容を検討した。

主な関連計画としては、「第2次安芸高田市観光振興計画」があり、それらとの整合を図った。

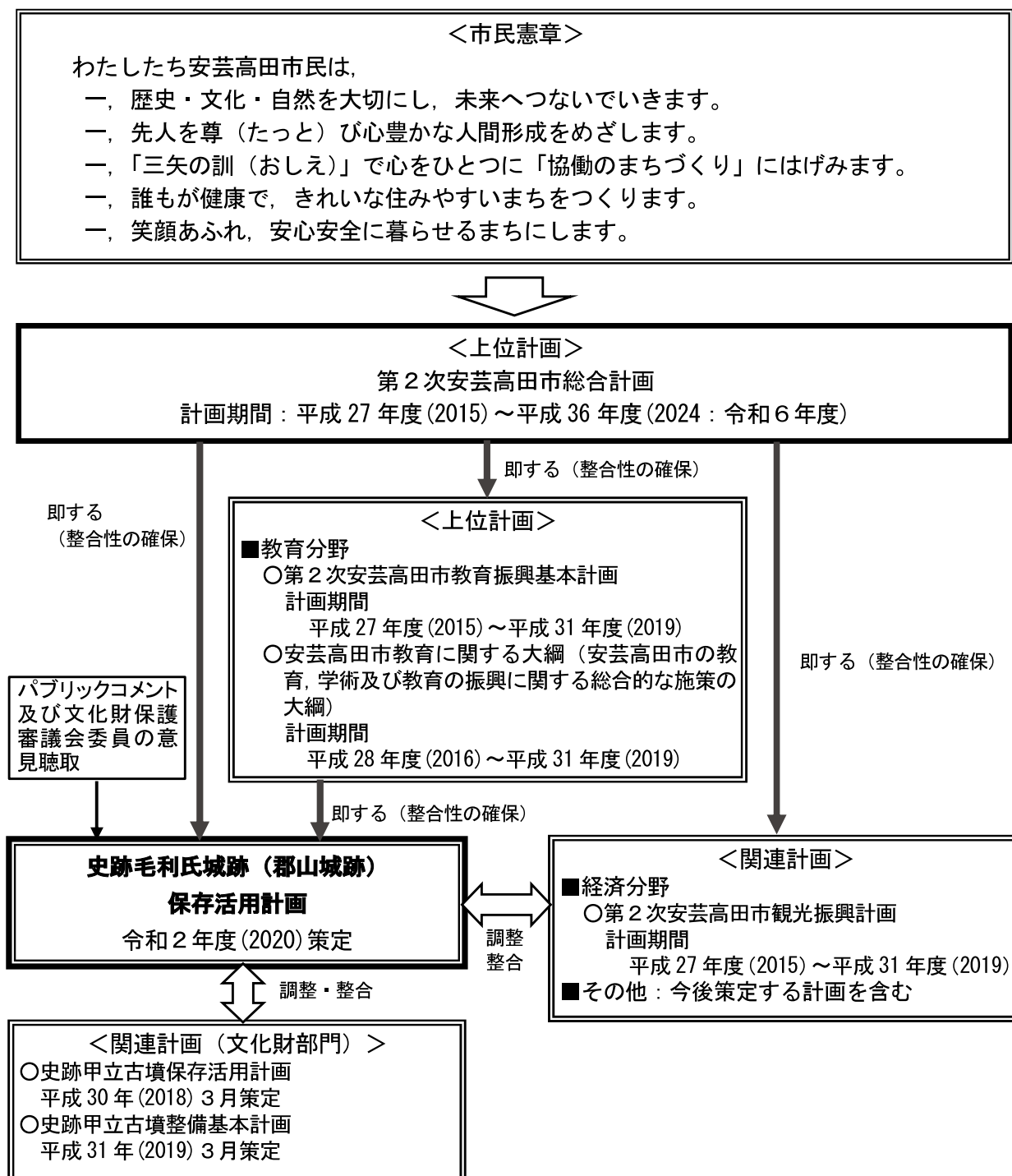


図1-4 上位計画・関連計画と本計画との関係

2 上位計画・関連計画の概要

(1) 第2次安芸高田市総合計画（平成27年3月策定）

総合計画とは、市が取り組む「まちづくり」の最上位に位置する計画で、今後10年を見越した行政運営の総合的な指針であり、大きくは基本構想、基本計画及び実施計画で構成している。

内容としては、安芸高田市が目指す将来像「人がつながる田園都市 安芸高田」と、将来像の実現のための政策目標、さらに政策目標を実現するための施策目標、基本施策を示している。

計画期間は、平成27年度(2015)～平成36年度(2024)の10年間である。

安芸高田市のすべての計画は、総合計画を基本として策定するものである。

文化財部門については、基本計画の中の部門別計画「Ⅲ 地域資源を活かしたまちづくりへの挑戦」において、基本施策「歴史・文化の保護・継承と活用」を位置づけ、次の方針を設定している。

○文化財の保護を進めるとともに、教材や観光資源としての活用を図ります。

○伝統文化の保存・継承に取り組めます。

この方針のもとに、3つの具体的施策「文化財の保存管理」「伝統文化の継承」「文化財の活用」を設定している。

(2) 第2次安芸高田市教育振興基本計画（平成27年4月策定）

第2次安芸高田市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づき、安芸高田市における教育の振興を図るための基本的計画として位置づけるものである。また、第2次安芸高田市総合計画を上位計画として整合性を図り、本市の教育振興のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するためのものである。

計画期間は、平成27年度(2015)～平成31年度(2019)の5年間である。

文化財部門については、今後取り組むべき施策の中の「Ⅲ 安芸高田市の宝を磨く」の「1 歴史・文化の保護・継承と活用」において、前記の総合計画と同様に3つの柱「文化財の保存管理」「伝統文化の継承」「文化財の活用」を設定している。このうち郡山城跡に関係するのが「文化財の保存管理」であり、その中で郡山城跡に関係する部分を抜粋すると、次のようになる。

①文化財保護の推進

- ・市民が郷土の歴史、伝統文化等の価値を正しく理解し、地域の宝として誇りを持ち、貴重な文化財として永く後世に引き継いでいくために文化財の保護に取り組めます。

②指定文化財の保護管理

- ・国史跡「毛利氏城跡」（郡山城跡, 多治比猿掛城跡), 国の重要無形民俗文化財「安芸のはやし田」（原田はやし田), 国の天然記念物「船佐・山内逆断層帯」をはじめ、県指定文化財、市指定文化財、国の登録文化財については、文化財所有者・管理者との連携を図り、適切な保存管理に努めます。
- ・指定文化財の現状変更等の申請に対して適切に対応するほか、説明板・案内看板等の整備・修復を行います。

- ・市指定文化財については、平成23年度(2011)に実施した基礎調査を元に、状況把握や指定範囲の確認等を進め、所有者と連携を図りながら適切な管理、整備等に取り組みます。
- ・未指定の文化財についても指定基準に照らし、文化財保護審議会の意見を得ながら、重要な物件を指定し保護します。

(3) 安芸高田市教育に関する大綱（平成28年2月策定）

平成27年(2015)4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」第1条の3の規定により、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとした。

これに基づき本市の大綱は、市長と安芸高田市教育委員会（以下「教育委員会」という）で構成する「安芸高田市総合教育会議」において協議、調整し策定したもので、本市の教育行政を推進するための基本指針となるものである。

本大綱は、基本理念のもとに、今後取り組むべき施策を位置づけており、郡山城跡等に関わる事項は次のようになる。

- 郷土愛を育む歴史遺産の保護と活用
 - ・指定文化財の保護・管理そして活用

(4) 第2次安芸高田市観光振興計画（平成28年3月策定）

第2次安芸高田市観光振興計画は、近年の状況を受け、観光が持つ可能性や魅力を活用することで、観光客数の増加により「にぎわい」を生み出し、産業創出や観光消費額の増大による地域経済の活性化を重要な目的と位置づけ策定した。

また、地域資源を活かしたまちづくりを通して、本市の宝を磨き、多くの人々から「訪れたい」と感じていただくことで、交流による地域振興及び地域活性化を図るものである。

計画期間は、平成27年度(2015)～平成31年度(2019)の5年間である。

郡山城跡に関わる取組としては、重点プロジェクトとして「毛利元就等の歴史や文化等を活用した観光振興」を設定している。

第2章 史跡を取り巻く環境

第1節 安芸高田市の概況

安芸高田市は、広島県の中北部、中国地方のほぼ中央部に位置し、東は三次市、西は北広島町、南は広島市及び東広島市と市境を共有し、北は島根県邑智郡邑南町と県境を接する。

交通条件をみると、市域内を中国自動車道（高田 I C）、国道 54 号が通り、J R 芸備線が広島市と三次市方面をつなぐ。

毛利氏城跡は、市域中央部の吉田町吉田に位置する。吉田町には国道 54 号や主要地方道吉田邑南線が通り、J R 芸備線の吉田口駅が甲田町に立地する。毛利氏城跡までの直線距離は、中国自動車道高田 I C から約 6 km、J R 吉田口駅から約 3.5 km となる。

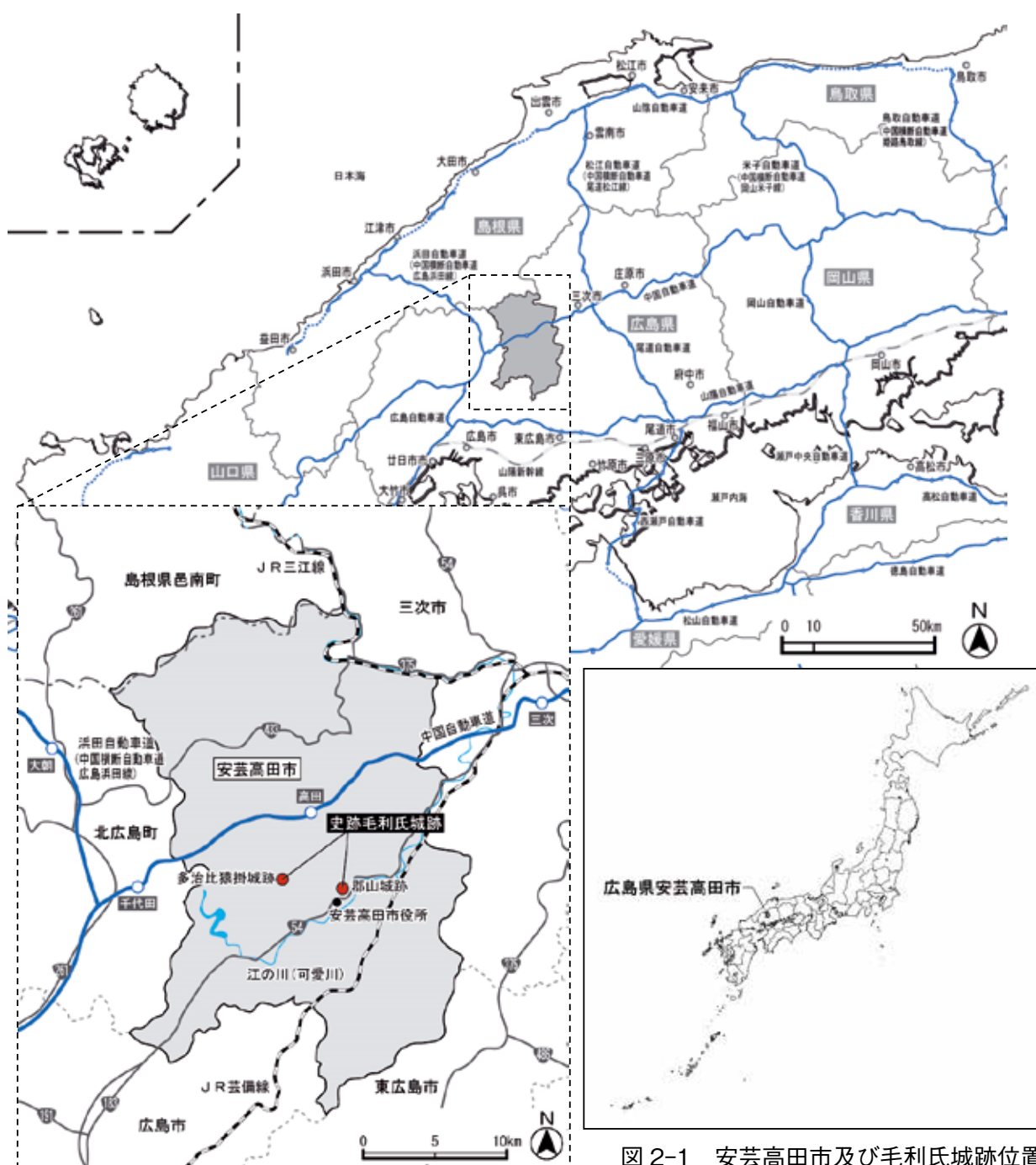


図 2-1 安芸高田市及び毛利氏城跡位置

第2節 自然環境

1 地形・地質

(1) 地形

安芸高田市は、市域面積 537.71km²のうち、約8割を標高 200～500 mまでの小起伏の山地・丘陵が占め、これらに囲まれるように江の川（三次市までを可愛川ともいう。）やその支流、三篠川沿い等で帯状の小規模な盆地と小丘陵が形成されている。

市域内に急峻な山岳はみられないが、標高 922 mの鷹ノ巣山を筆頭に、上平山、大土山、犬伏山を中心に山地部が広がり、市域面積の約8割が森林となっている。

市域内には西に隣接する北広島町を源流とする江の川が流れ、三次盆地で馬洗川と合流し、市域の北側で中国山地を貫流し日本海へ注いでいる。市域の大部分は江の川流域が占めるが、南側の一部は瀬戸内海に流れる太田川流域（三篠川、根の谷川）となり、分水嶺が存在する。

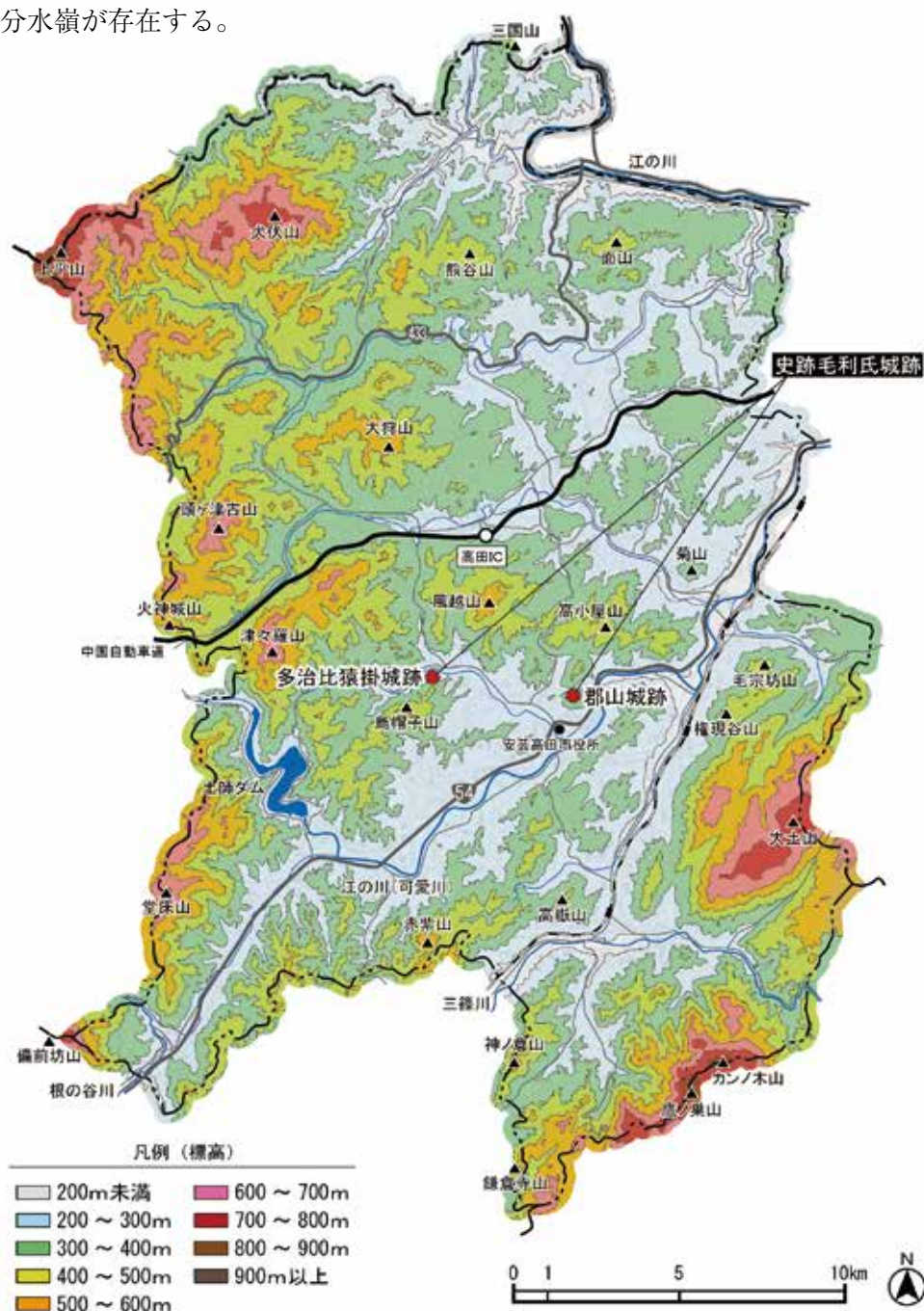
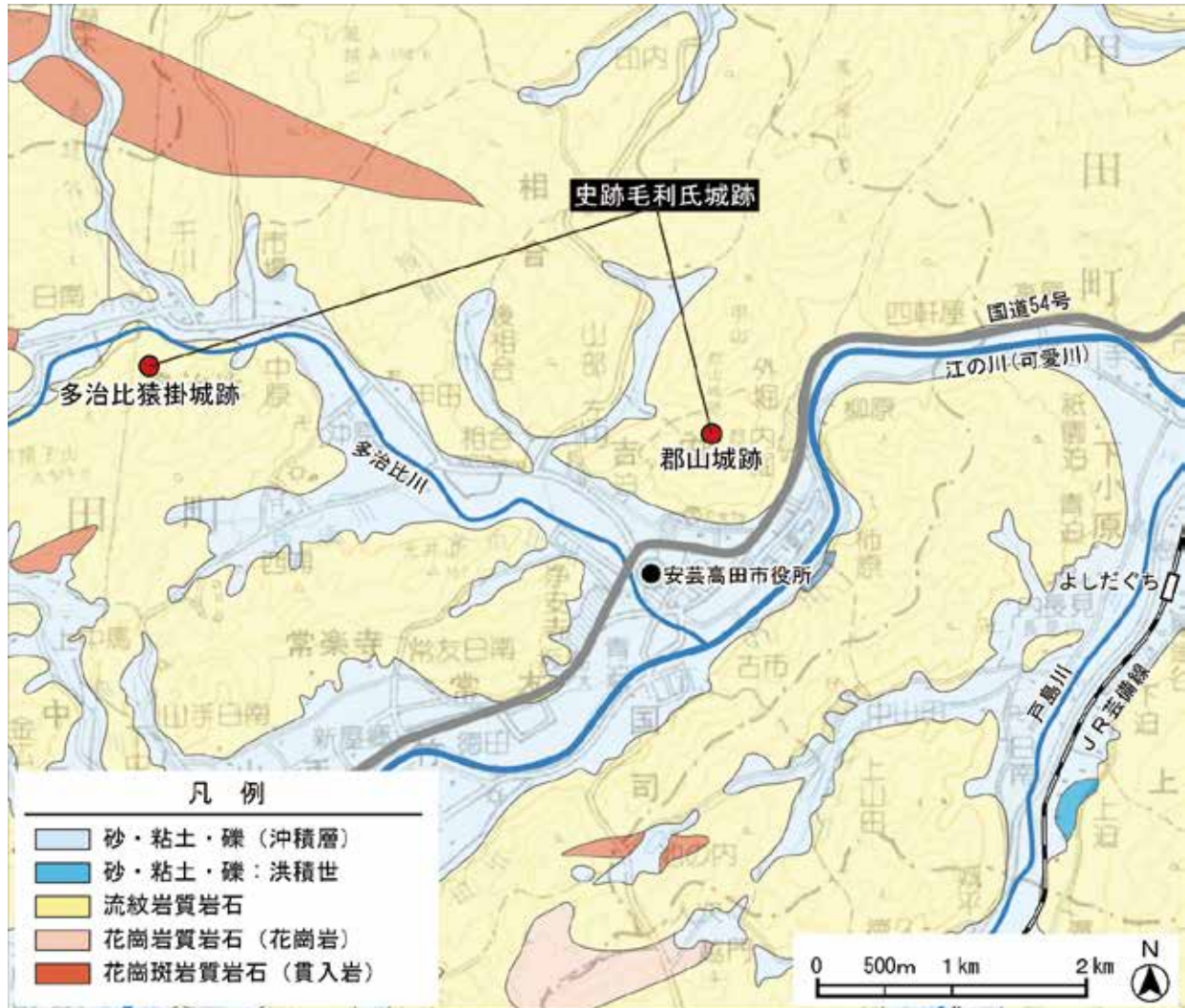


図 2-2 安芸高田市の地形

(2) 地質

毛利氏城跡の位置する山地部の地質は、郡山城跡、多治比猿掛城跡のいずれも流紋岩質岩石となっている。さらに、郡山城跡では腐植土が地表に堆積し、崩れやすい状況が生じている。近年未曾有の大雨により墓所参道の斜面崩壊、墓所石垣の崩落等、地盤の弱さが顕著に表れている。

また、吉田地域の平地部は、江の川やその支流により形成された砂・粘土・礫による沖積層となっている。



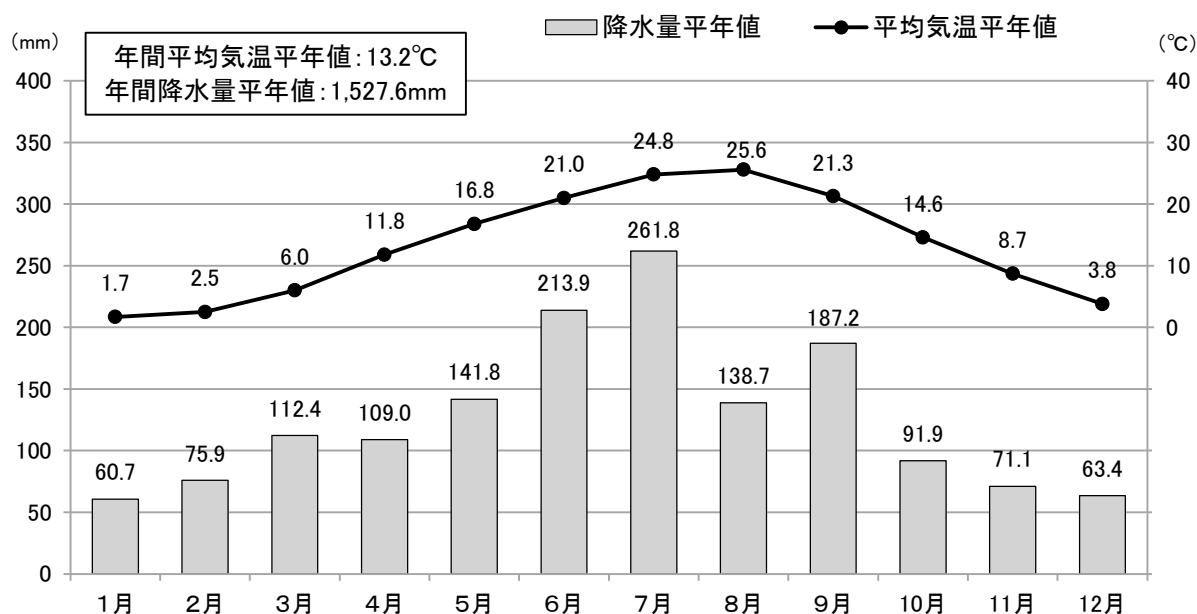
注) この地図は、国土調査による 1/50,000 土地分類基本調査 (地形分類図)「八重」広島県 (1994)、「可部」広島県 (1984) を使用し作成したものである。

1984 可部	1994 八重	今回作成凡例
砂・粘土・礫 (沖積層)	砂・粘土・礫 (沖積層)	砂・粘土・礫 (沖積層)
砂・粘土・礫: 洪積世		砂・粘土・礫: 洪積世
流紋岩質岩石	流紋岩質岩石 (石英斑岩・流紋岩～流紋岩質凝結岩, “高田流紋岩”)	流紋岩質岩石
花崗岩質岩石 (花崗岩)		花崗岩質岩石 (花崗岩)
斑岩 (花崗斑岩)	花崗斑岩質岩石 (貫入岩)	花崗斑岩質岩石 (貫入岩)

図 2-3 毛利氏城跡一帯の地質

2 気象

安芸高田市の平年値（昭和 55 年 (1980)～平成 22 年 (2010)）は、年間平均気温 13.2℃、年間降水量 1,527.6mm となっている。中国山地内陸型の気候で、瀬戸内海沿岸に比べると、年間降水量が多くなっているほか、冬季の気温は低く、夏季は比較的冷涼な特性を有し、本市の北部（美土里町、高宮町）は豪雪地帯に属している。



資料：気象庁三次気象観測所（気温）甲田気象観測所（降水量）

図 2-4 月平均気温及び降水量：昭和 55 年 (1980)～平成 22 年 (2010)

3 植生

(1) 植生区分

安芸高田市の植生は、「ヤブツバキクラス域代償植生」と「植林地・耕作地植生」が入り交じった状況にあり、市域の北西部と南東部の一部では「ブナクラス域代償植生」がみられる。

毛利氏城跡周辺は「ヤブツバキクラス域代償植生」が大半であるが、「植林地・耕作地植生」も混じり、樹齢数百年を経た杉の巨木林も植生している。また、郡山城跡周辺の平地部は市街地であり、植生の区分では「その他」となっている。

一方、郡山城跡やその周辺では鹿の食害がみられ、広葉樹の再生は難しい状況となっている。

※次々頁の図を参照

■植生についての説明

※出典：環境省自然環境局生物多様センターHPより

○植生区分とクラス域

日本の植生は、自然植生の構成種の名をとって、高山帯域（高山草原とハイマツ帯）、コケモートウヒクラス域（亜高山針葉樹林域）、ブナクラス域（落葉広葉樹林域）、ヤブツバキクラス域（常緑広葉樹林域）の各クラス域に大別されている。

この「クラス域」とは、広域に分布し景観を特徴づけている自然植生によって植物社会学的に定義されたもので、主要なクラスの生育域のことを指している。

ブナクラス域

日本の落葉広葉樹林域は、群落体系上の最上級単位であるブナクラスの名をとり、ブナクラス域と呼ばれている。ブナクラス域は東北北部から北海道では低地からみられる。南にいくほど高度は上がり、中部日本で標高 1,500～1,600 m から 600～700 m の間に発達し、九州の霧島で 700 m から 1,000 m となる。

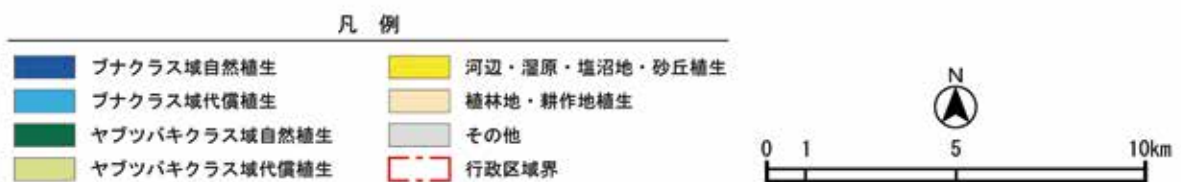
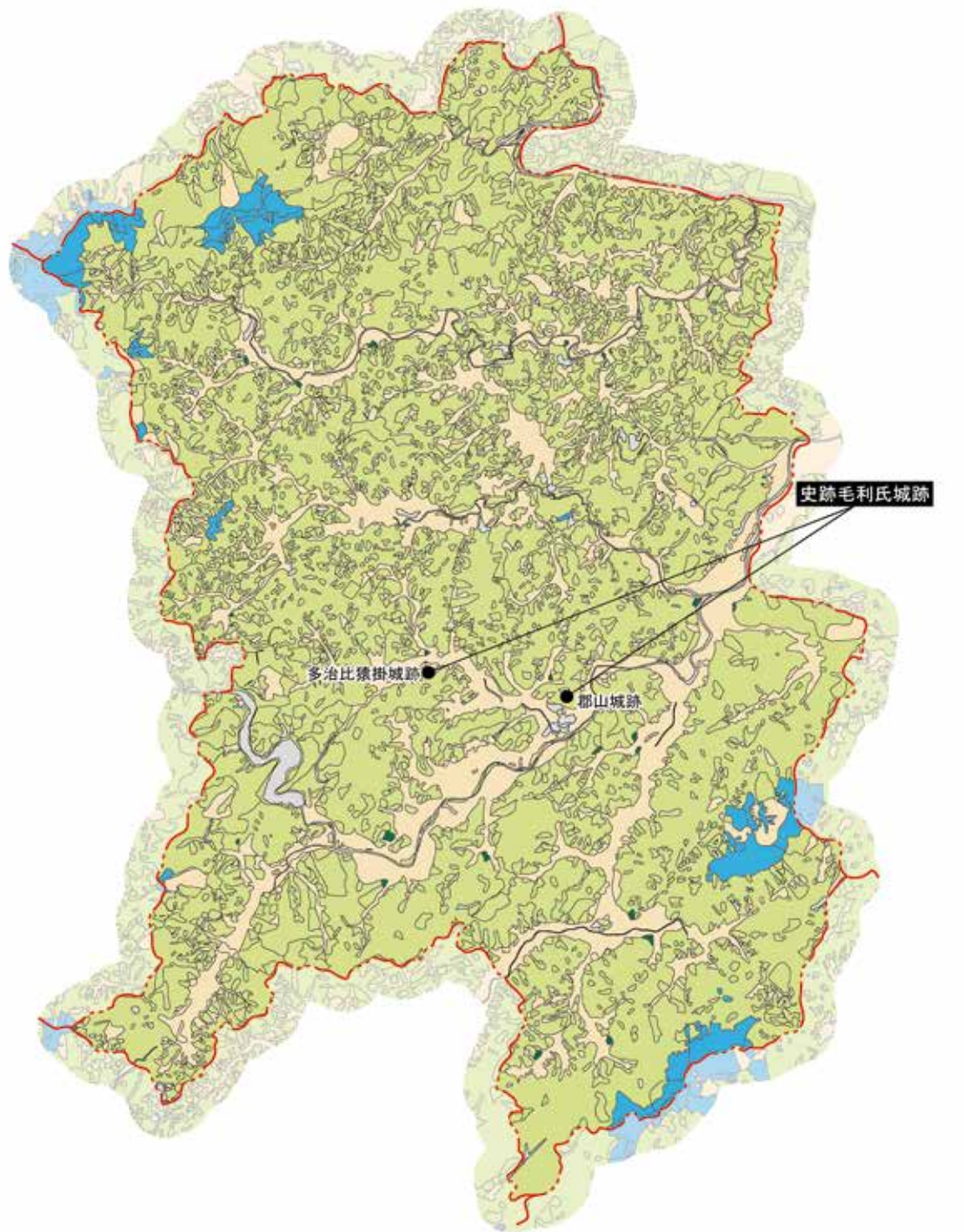
ヤブツバキクラス域

日本の常緑広葉樹林域は、体系上の最上級単位であるヤブツバキクラスの名をとって、ヤブツバキクラス域と呼ばれている。ヤブツバキクラス域は関東以西の標高 700～800 m 以下で発達し、北にいくほど高度を下げ、東北北部では海岸寄りに北上している。逆に南にいくほど高度は上がり、九州の霧島では 1,000 m が上限となる。ヤブツバキクラス域は、本州、四国、九州までの地域と、常緑植物の豊富な奄美大島以南の琉球及び小笠原の亜熱帯域に大きく 2 分される。

○自然植生と代償植生

現存植生の多くは、本来その土地に生育していた自然植生（原生林等）が人間活動の影響によって置き換えられた代償植生（二次林等）であり、現存植生図の作成にあたっては、植生区分はこれらクラス域の植生について自然植生と代償植生とに区分されている。

さらに、河辺・湿原・塩沼地・砂丘等の環境条件の厳しい特殊な立地に生育する植生のように、クラス域を越えて分布する植生（主として自然草原）については、地形や地質的要因で持続する自然植生であるため、特殊立地の自然植生として独立して区分させている。



注) 環境省の生物多様性情報システム「1/5万現存植生図(昭和54年~平成10年整備)」から作成

図2-5 植生区分

(2) 植生自然度

植生自然度とは、植生からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標である。

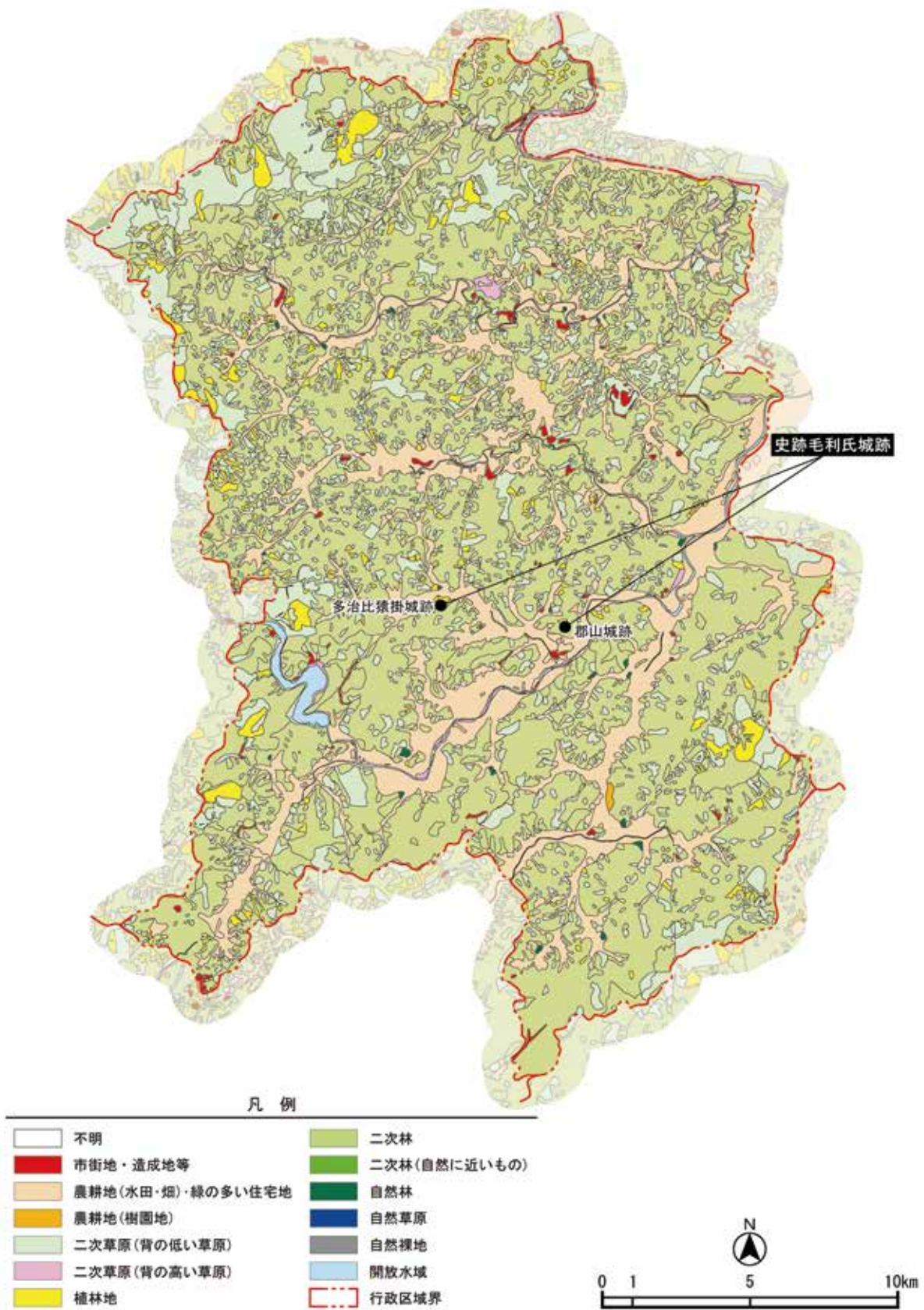
環境庁の「緑の国勢調査」では、下記の表のように10ランクに区分し、細かく格子状に区切った地区ごとの自然度を判定している。

毛利氏城跡及びその周辺の平地部は、「二次林」と「農耕地・緑の多い住宅地」の接点となる区域である。

※次頁の図を参照

表 2-1 植生自然度の区分

植生自然度	区分基準
1	市街地・造成地等 ・市街地，造成地等の植生のほとんど存在しない地区
2	農耕地（水田・畑）・緑の多い住宅地 ・畑地，水田等の耕作地，緑の多い住宅地
3	農耕地（樹園地） ・果樹園，桑畑，茶畑，苗圃等の樹園地
4	二次草原（背の低い草原） ・シバ群落等の背丈の低い草原
5	二次草原（背の高い草原） ・ササ群落，ススキ群落等の背丈の高い草原
6	植林地 ・常緑針葉樹，落葉針葉樹，常緑広葉樹等の植林地
7	二次林 ・クリーミズナラ群集，クヌギーコナラ群落等，一般に二次林と呼ばれている代償植生地区
8	二次林（自然に近いもの） ・ブナーミズナラ再生林，シイ・カシ萌芽林等，代償植生であっても特に自然植生に近い地区
9	自然林 ・エゾマツートドマツ群集，ブナ群集等，自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
10	自然草原 ・高山ハイデ，風衝草原，自然草原等，自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区



注) 環境省の生物多様性情報システム「1/5万現存植生図(昭和54年~平成10年整備)」から作成

図2-6 植生自然度

第3節 歴史環境

1 安芸高田市の歴史概況

■旧石器時代～古墳時代

これまでに知られる市内最古の遺物は、郡山大通院谷遺跡（吉田町）出土の後期旧石器時代と推定される角錐状石器がある。縄文時代では早期～晩期にかけて遺物散布地・遺跡が知られる。大迫遺跡（八千代町）では後期初頭・中津式の浅鉢・深鉢による埋甕遺構が検出されている。弥生時代になると中期以降、集落遺跡や墳墓群等が認められる。中期後半には三次地域で特徴的な装飾性の高い塩町式土器がみられ、後期には、山陰系土器の分布が認められるなど、広島県北部や出雲・石見地域との交流がうかがえる。墳墓群では新迫南遺跡（高宮町）、新宮遺跡（八千代町）等が知られる。平成25年(2013)に発見された稲山墳墓（吉田町・市史跡）は、終末期から古墳時代初頭頃の四隅突出型墳丘墓で、広島県内の分布では最南端に位置する。市内の古墳は1000基以上が知られ、多くは後期の横穴式石室墳である。前・中期の古墳では箱式石棺を埋葬主体とした長方形墳の新宮古墳群（八千代町）、造出し付円墳の日南山古墳（吉田町）、全長約20mの前方後円墳・白鳥古墳（高宮町・市史跡）等が知られる。平成20年(2008)に発見された全長約80mの前方後円墳・甲立古墳（甲田町・国史跡）は保存状態が良く、後円部平坦面に家形埴輪5基が配列された石敷区画や外周を廻る埴輪列等が検出された。広島県内第2位の規模であり均整のとれた墳形、精巧な家形埴輪等が畿内地域の古墳と共通し、大和政権の対外政策や葬送儀礼の在り方を示す古墳として平成28年(2016)に国史跡に指定された。この北側120mにある甲立第2号古墳は一辺17～18mの方形の墳丘を持ち、出土遺物から3世紀末～4世紀前半の築造とみられ、甲立古墳に先行する古墳としてその関係性が注目されている。

後期の横穴式石室墳は市内の全域に分布している。中馬八ツ塚（吉田町・市史跡）・明官地古墳群（吉田町）、彩色古墳の大迫古墳（八千代町・県史跡）を含む八千代町土師地域の古墳群等、可愛川本流域の古墳群は主墳と把握できる比較的大型で片袖式の石室や周囲の中・小規模石室の古墳から構成され畿内的な内容を示す。一方、甲田・向原町域の支流・戸島川流域の古墳群では、主墳クラスの古墳では玄門式石室が顕著に見られ、可愛川本流域とは相対的な分布を示す。その中で一辺約18m・2段築成の方墳・戸島大塚古墳（向原町・県史跡）は最大規模の古墳として注目される。

■古代

古代の国郡制では市域は安芸国で、高宮郡（吉田町・八千代町・高宮町・美土里町）と高田郡（甲田町・向原町）が設置された。後期古墳にみた地域色は、各郡設定の有力な背景となったことも考えられる。高宮郡衙は吉田町吉田に比定される。「郡山」はこの郡衙の所在地を示す地名である。郡山南西麓の郡山大通院谷遺跡（吉田町）の調査では郡衙関連施設とみられる掘立柱建物跡が18棟検出され、墨書土器、円面硯、石帯等の遺物が出土した。郡山城下町遺跡（吉田町）では、自然流路から「高宮郡司解 占部連千足・」と記された墨書木簡が出土した。また後述の明官地廃寺跡の南側に隣接した明官地東遺跡（吉田町）では、掘立柱建物跡4棟が一行に並んで検出され、高宮郡内部郷の正倉別院・郷倉と考えられている。一方、高田郡衙の比定地については不詳であるが、祇園迫1・2号遺跡（甲田町）、青迫遺跡（甲田町）では掘立柱建物跡の検出や墨書土器の出土がみられ、高田郡麻原郷の中心地とも想定されている。

古代寺院では「高宮郡内部寺」の寺名入り瓦が出土した白鳳期創建の明官地廃寺跡（吉

田町)がある。金堂跡・塔跡が検出され、奈良県山田寺式の軒丸瓦が出土している。同型の軒丸瓦は、正敷田遺跡(向原町)や沼田川下流域の横見廃寺跡(三原市本郷町)で出土している。また、軒丸瓦の中にはいわゆる「水切り瓦」も見られ、寺町廃寺(三次市)との関わりがうかがわれる。

■中世

全国で荘園が成立し、吉田町域には、吉田荘、内部荘、多治比保、入江保が成立していたとされる。吉田荘は吉田、麻原、豊島、竹原の各郷からなり、現在の吉田町吉田、竹原、向原町戸島、甲田町上小原、下小原、高田原を領域とする荘園である。承久の乱(承久3年(1221))後に吉田は毛利氏の本拠地となり、庶家が向原町や甲田町にも勢力を広げた。

一方、美土里町や高宮町には石見の領主高橋氏が勢力を広げ、甲田町には宍戸氏がいた。

大永3年(1523)に家督を継承した毛利元就は、周防の大内氏と出雲の尼子氏の間で急激に勢力を広げ、高田郡から安芸、そして周防、長門、石見、出雲へと領地を拡大していき、中国地方一円に勢力を拡大した。以後本拠・郡山城のある吉田町は地理的に大きく見れば中国地方の中心的な位置を占めた。

毛利氏の本拠城は、郡山城跡(史跡)と多治比猿掛城跡(史跡)で、毛利氏庶家・家臣の関係城跡には鈴尾城跡(県史跡・吉田町)、桂城跡(市史跡・吉田町)、日下津城跡(市史跡・向原町)、田屋城跡(市史跡・八千代町)、塩屋城跡(市史跡・向原町)、国人領主の城跡には五龍城跡(県史跡・甲田町)、松尾城跡(県史跡・美土里町)、高橋城跡(市史跡・美土里町)等がある。屋敷には二宮屋敷跡(吉田町)、大通院谷遺跡西地点(吉田町)等がある。また、陣には郡山合戦に関わる尼子軍の風越山城跡(吉田町)、青山城(市史跡・吉田町)、光井山城跡(市



明官地廃寺跡



郡山城跡



多治比猿掛城跡

史跡・吉田町), 大内軍の高塚山城跡, 吉常ヶ城跡, 田淵ヶ城跡(いずれも吉田町)等がある。屋敷を除いていずれも規模が大きいのが特色である。

中世の埋葬遺構としては, 各町に多くの古墓が残されている。五輪塔・宝篋印塔の分布が顕著であり, 森山積石塚や大浜1・2号古墓, 青山1・2号古墓(吉田町)等が確認されており, 規模は径2~8mの円形で, 高さは1~3mのものが多い。

興禅寺遺跡埋葬遺構(吉田町)は郡山の南麓の登山道で起きた法面崩壊の復旧工事中に発見されたもので, 15~16世紀前半の人骨をはじめとして古銭, 刀子, 釘等が発見・採集されている。また, 興禅寺遺跡埋葬遺構と同じ郡山尾根斜面上で行われた発掘調査で, 埋葬年代も同時期の座位屈葬の木棺墓と考えられる遺構が検出されている。遺物は土葬された人骨や鉄釘とその上層から追葬された可能性のある火葬骨が出土している。

森山積石塚(吉田町)の調査では, 地表面に盛土を行って土台としてその上に部分的に河原石を配し, その上に数体の遺体を並べ, そのまま被覆するという特異な埋葬方法が報告されている。この積石塚埋葬時期は戦国期に比定されており, 郡山合戦での戦死者を弔った塚である可能性も示されている。

郡山城については, 毛利輝元が天正19年(1591)新たに築城した広島城に入城して以後も, 慶長5年(1600)の毛利氏の防長移封まで使用されていたようである。

■近世・近現代

毛利氏の防長移封後, 安芸・備後には福島正則が入るが, 福島氏は元和5年(1619)広島城無断改修の疑いで改易され, 安芸には福島氏に代わって浅野氏が入る。郡山は藩の山奉行の管理となりこのころ御建山になった。

江戸時代の旧高田郡には最大62ヶ村があったが, 寛永年間以降は59ヶ村に固定され明治初年まで続いた。高田郡は広島から八千代町上根を経て三次に通じる出雲街道が江の川沿いに北上するルートで整備され, 石見街道へ通ずる脇街道や毛利氏時代から整備された三篠川沿いの広島へ通ずる中筋往還が重要な輸送路となった。そのうち吉田村には郡役所や宿駅が置かれ, 石見・出雲方面の街道筋には市町が形成された。産業は農業を主体に煙草・麻栽培, 川漁, 市北部でのたたら製鉄等の諸産業が営まれた。

廃城となった郡山城は, 地元高田郡や芸州藩の地誌で記録される一方, 長州藩では元就の遺訓を藩政の規範とし藩の維持結束に利用したことから, 元就墓所と郡山城への関心は高く, 藩からは近世を通じ50年ごとの墓参とともに藩士の来訪もあった。



清神社



三菱窟

文久2年(1862), 幕府は江戸にいた芸州藩浅野内証分家に吉田郡山山麓に陣屋「御本館」の建設を指示, 元治元年(1864)には藩主以下180名が吉田に移る。これは吉田が要害の地であり北方からの進撃を防ぐとともに, 吉田の地が未だに毛利家を大切にしていることから長州藩を牽制し, 芸州藩の権威を見せつけるためと考えられている。この時, 山麓の陣屋建設のほかに郡山の防備・再城塞化のための測量, 計画図である「郡山量地図」「吉相山之図」とその解説書である『郡山兵備談』が作成された。これは陣屋防備のための郡山の配置計画や作戦要綱で, 一部では実際の工事も行われている。陣屋「御本館」は, 明治2年(1869)版籍奉還により解体された。

明治元年(1868), 翌々年の元就300年祭にむけて元就墓所の大規模な改修が行われ, 各所にあった毛利家祖先や隆元妻, 興元, 幸松丸の墓は元就墓所内に移される。

昭和6年(1931)毛利元就墓所に「百万一心」碑が建設される。

これは, 元就が郡山城築城に当たって人柱の代わりに「百万一心」と記した巨石を埋め, 人命の尊重と力を合わせることの大切さを説いたとされる伝説の石で, 文化年間に長州藩士が発見し拓本をとったものが豊栄神社に奉納されていた。吉田では大正の初めにそれを写して持ち帰り, 元就の遺訓として町内外に広報した。こうしたなかで碑が建てられ, 以後, 戦時体制が強まるとともに, 国の挙国一致の政策に取り込まれ広く浸透していった。

昭和13年(1938)には国の史跡指定調査が始まり, 現地調査や城跡中枢部の地形測量が行われ, 昭和15年(1940)8月に史跡に指定された。

また高田郡は, 中世から安芸門徒の中心といわれ, 「国郡志下調郡辻書出帳」は, 郡内寺院68カ寺の62カ寺が真宗寺院であると記している。真宗が生活・民俗に大きく影響していた。

明治時代以降, 近現代にあっても農業が主体であるが, 交通や諸産業の発達, 各地に商業地が形成され, 教育制度が整えられるなか町村合併も進み, 昭和28年(1953)以降6町となり, 平成16年(2004)に現在の安芸高田市に至った。

安芸高田市は, 位置的に古代以降備後・安芸国また北部では石見国との境目となり, 最終的には安芸国高田郡として郡域を踏襲してきた。市域の中・南部を北流, 中国山地を貫流し日本海へ注ぐ大河・江の川とその支流との結節点が各時代の交通路の要衝地として中心的な拠点を担ったといえよう。

このように, 毛利氏及び郡山城は近世・近代においても広く存在感を保ち地域のシンボル, 誇りとして現在も受け継がれている。

2 安芸高田市の指定・登録文化財

安芸高田市には、文化財保護法に関わる指定・登録の文化財が221件あり、その内訳は国指定4件、県指定36件、市指定166件、国登録15件となっている（令和3年（2021）3月末現在）。

これらを種別でみると、指定文化財206件のうち、記念物が110件で最も多く、次いで有形文化財が56件、民俗文化財が40件となっている。

表 2-2 安芸高田市の指定・登録文化財種別件数（令和3年（2021）3月末現在）

種 別		国指定	(うち国宝)	県指定	市指定	計
有形文化財	建造物	－	－	3	15	18
	絵画	－	－	－	4	4
	彫刻	－	－	1	4	5
	工芸品	－	－	2	19	21
	書跡	－	－	－	2	2
	典籍	－	－	1	1	2
	古文書	－	－	－	1	1
	考古資料	－	－	1	2	3
	歴史資料	－	－	－	－	－
無形文化財	工芸技術	－	－	－	－	－
	芸能	－	－	－	－	－
民俗文化財	有形民俗文化財	－	－	－	6	6
	無形民俗文化財	1	－	16	17	34
記念物	史跡	2	－	6	68	76
	名勝	－	－	－	2	2
	天然記念物	1	－	6	25	32
	名勝及び天然記念物	－	－	－	－	－
計（指定文化財）		4	－	36	166	206
その他	登録有形文化財（建造物）					15



※登録有形文化財，市指定文化財は除く

図 2-7 安芸高田市の国・県指定文化財の分布（建造物・記念物）

表 2-3 安芸高田市の国指定文化財

種別	指定年月日	名称	所在地	備考
無形民俗	平 9.12.15	安芸のはやし田	高宮町原田	安芸のはやし田連合保存会
史跡	昭 15.8.30 昭 63.2.16	毛利氏城跡 郡山城跡 多治比猿掛城跡	吉田町吉田 吉田町多治比	
	平 28.3.1	甲立古墳	甲田町上甲立	
天然記念物	昭 36.5.6	船佐・山内逆断層帯	高宮町佐々部	

表 2-4 安芸高田市の広島県指定文化財

種別	指定年月日	名称	所在地	備考
重要文化財 (建造物)	平 3.12.12	常盤神社本殿内玉殿	八千代町勝田	常盤神社護持団体・常盤会
	平 3.12.12	佐々井巖島神社本殿内玉殿 (附 鳥居社額 1 枚 棟札 1 枚)	八千代町佐々井	
	昭 48.5.30	児玉家住宅	甲田町浅塚	
重要文化財 (彫刻)	平 10.9.21	木造千手観音菩薩立像	吉田町吉田	清住寺
重要文化財 (工芸品)	昭 28.8.11	銅鐘	吉田町吉田	高林坊
	昭 28.10.20	銅鐘	甲田町高田原	高林坊
重要文化財 (典籍)	昭 50.9.19	清神社棟札(附在銘連子窓断片 1 枚)	吉田町吉田	
重要文化財 (考古資料)	平 2.12.25	一ツ町古墳出土亀形須恵器	向原町戸島	個人
無形民俗	昭 29.4.23	神楽「剣舞」	高宮町川根	山根神楽団
	昭 29.4.23	神楽「鍾馗」	高宮町川根	梶矢神楽団
	昭 54.3.26	佐々部神楽	高宮町佐々部	佐々部神楽団
	昭 54.3.26	羽佐竹神楽	高宮町羽佐竹	羽佐竹神楽団
	昭 54.3.26	原田神楽	高宮町原田	原田神楽団
	昭 57.2.23	来女木神楽	高宮町来女木	来女木神楽団
	昭 29.4.23	青神楽の神迎え	美土里町生田	青神楽団
	昭 29.4.23	桑田天使神楽の神降し	美土里町桑田	桑田天使神楽団
	昭 48.12.18	生田のはやし田	美土里町生田	生田芸能保存会
	昭 48.12.18	本郷のはやし田	美土里町本郷	本郷はやし田保存会
	昭 48.12.18	桑田のはやし田	美土里町桑田	桑田はやし田保存会
	平 7.1.23	本郷獅子舞	美土里町本郷	本郷獅子舞保存会
	昭 52.9.14	生田の花笠おどり	美土里町生田	生田花笠踊保存会
	昭 54.3.26	津間八幡神楽	美土里町本郷	神幸神楽団
	昭 54.3.26	西尾山八幡神楽	美土里町北	西尾山八幡神楽保存会
昭 54.3.26	川角山八幡神楽	美土里町生田	川角山八幡神楽保存会	
史跡	昭 56.4.17	山部大塚古墳	吉田町山部	
	昭 48.3.28	土師大迫古墳	八千代町土師	
	平 2.12.25	戸島大塚古墳	向原町戸島	
	昭 15.11.10	毛利元就誕生伝説地(鈴尾城跡)	吉田町福原	
	昭 46.4.30	五龍城跡	甲田町上甲立	
	平 19.4.19	松尾城跡	美土里町横田	
天然記念物	昭 46.12.23	佐々部のカキノキ	高宮町佐々部	
	昭 54.3.26	原田のヤマナシ	高宮町原田	
	昭 54.11.2	土師のチユウゴクボダイジュ	八千代町土師	
	昭 51.6.29	出店権現のウラジロガシ	美土里町生田	伊勢神社
	昭 53.10.4	唯称庵跡のカエデ林	甲田町上甲立	
	昭 54.11.2	宍戸神社の社叢	甲田町上甲立	

表 2-5 安芸高田市の国登録文化財

種別	指定年月日	名称	所在地	備考
登録 有形文化財 (建造物)	平 26.12.19	福泉坊本堂, 庫裏, 鐘楼, 山門	吉田町吉田	
	平 27.11.17	日野家住宅主屋, 洋館, 米倉, 納戸倉及び離れ, 酒造倉, 納屋, 表門及び伴部屋, 御成門	甲田町深瀬	
	令元 .12.5	専教寺本堂, 納骨堂, 山門	高宮町船木	



毛利元就墓所



多治比猿掛城跡



木造千手観音菩薩立像



清神社棟札 (永禄 11 年)



同 (正中 2 年)

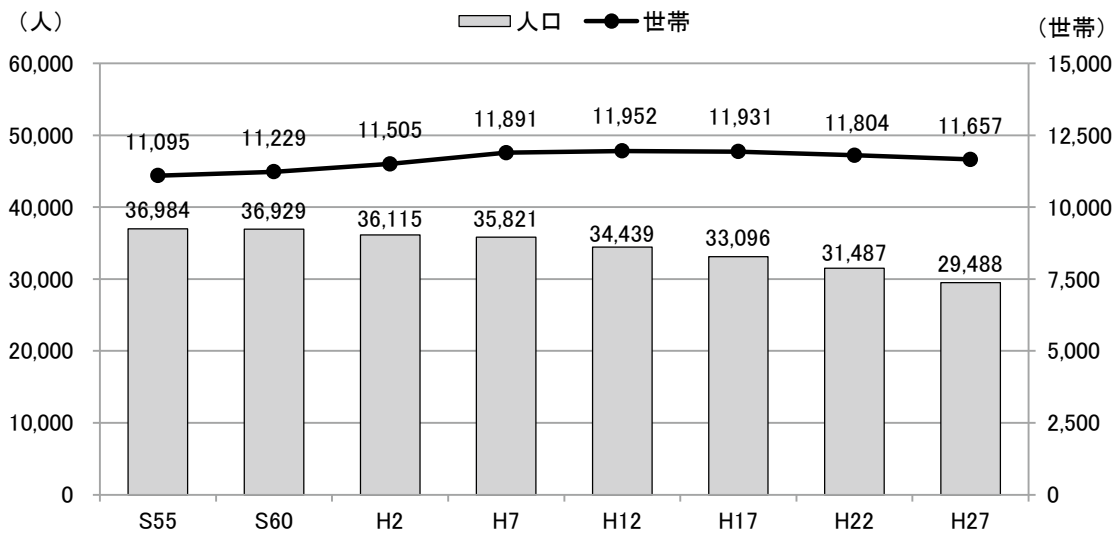
第4節 社会環境

1 人口

安芸高田市の人口は、平成27年(2015)の国勢調査で29,488人であり、推移をみると減少傾向が続いている。

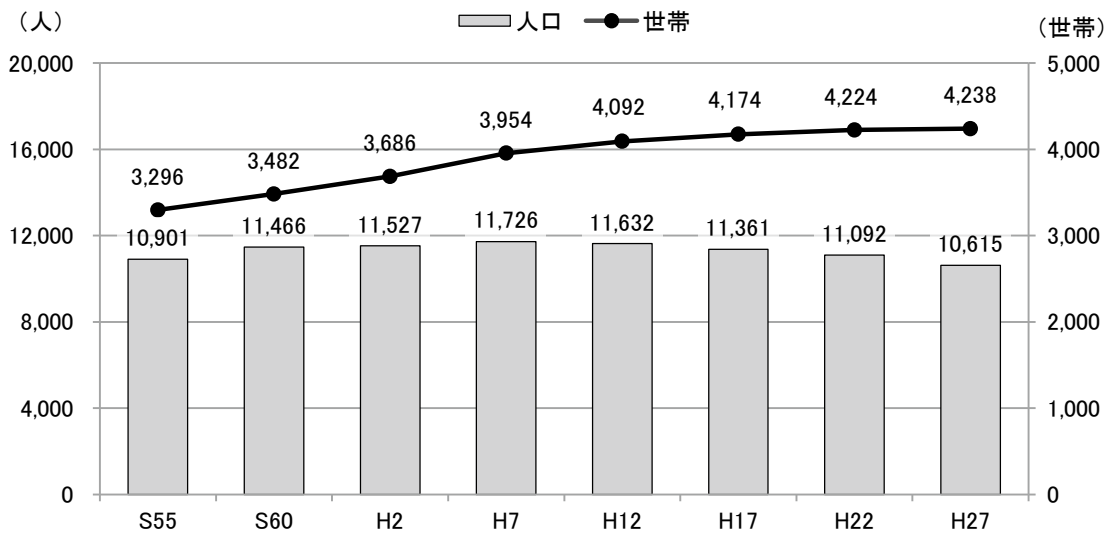
世帯数は、平成27年(2015)に11,657世帯と概ね横ばいで推移している。

吉田町の人口は、平成27年(2015)に10,615人、世帯数は4,238世帯となっており、人口は平成7年(1995)をピークに減少傾向となっているが、世帯数は増加傾向が続いている。



資料：総務省国勢調査

図2-8 安芸高田市の人口及び世帯数の推移



資料：総務省国勢調査

図2-9 安芸高田市吉田町の人口及び世帯数の推移

2 主な社会教育施設

安芸高田市の主な社会教育施設としては、安芸高田市民文化センターをはじめとして10施設あり、唯一の博物館として安芸高田市歴史民俗博物館が吉田町に立地している。

表 2-6 安芸高田市の主な社会教育施設

名 称	住 所	備 考
安芸高田市民文化センター	安芸高田市吉田町吉田 761 番地	中央図書館併設
八千代文化施設フォルテ	安芸高田市八千代町佐々井 1391 番地 1	八千代図書館併設
美土里生涯学習センターまなび	安芸高田市美土里町本郷 4535 番地 2	美土里図書館併設
高宮田園パラッツォ	安芸高田市高宮町佐々部 957 番地	高宮図書館併設
甲田文化センターミュージズ	安芸高田市甲田町高田原 1446 番地 3	甲田図書館併設
向原生涯学習センターみらい	安芸高田市向原町坂 333 番地	向原図書館併設
吉田文化創造センター	安芸高田市吉田町吉田 1324 番地	
八千代の丘美術館	安芸高田市八千代町勝田 10494 番地 7	
安芸高田市歴史民俗博物館	安芸高田市吉田町吉田 278 番地 1	



図 2-10 主な社会教育施設の分布

3 観光

(1) 主な観光資源

安芸高田市の主な観光資源としては、次の施設及び文化財をあげることができる。

- 安芸高田市歴史民俗博物館（吉田町）
- 道の駅「三矢の里あきたかた」（吉田町）
- 吉田サッカー公園（吉田町）
- 土師ダム周辺：サクラ、キャンプ場、サイクリングターミナル、八千代の丘美術館
ほか（八千代町）
- 神楽門前湯治村（美土里町）
- 道の駅「北の関宿安芸高田」（美土里町）
- たかみや湯の森（高宮町）
- エコミュージアム川根（高宮町）
- 湧永満之記念庭園（甲田町）
- 丸山公園（向原町）
- 産直市（各地域）
- 神楽（公演：神楽門前湯治村，安芸高田市市民文化センターほか）
- 郡山城跡をはじめとした文化財

(2) 観光客数

安芸高田市の総観光客数は、平成22年(2010)の約125万人を底に上昇傾向にあり、平成29年(2017)に約172万人となっている。

入込観光客数は、平成29年(2017)において約98万人となっている。最近10年間で平成20年(2008)の約104万人をピークに減少傾向にあったが、平成23年(2011)以降増加傾向にある。

安芸高田市歴史民俗博物館の利用者数を開館した年度からみると、NHK大河ドラマ「毛利元就」の放送決定(平成8年(1996)2月)、同年10月から翌年11月までの間の「元就村」の開村、安芸高田市歴史民俗博物館での関連した企画展の開催により、平成8年度(1996)は前年度から急増し、さらに平成9年度(1997)には21万人近くに達している。その後、平成19年度(2007)には5,664人まで減少したが、平成30年度(2018)には10,807人となっている。

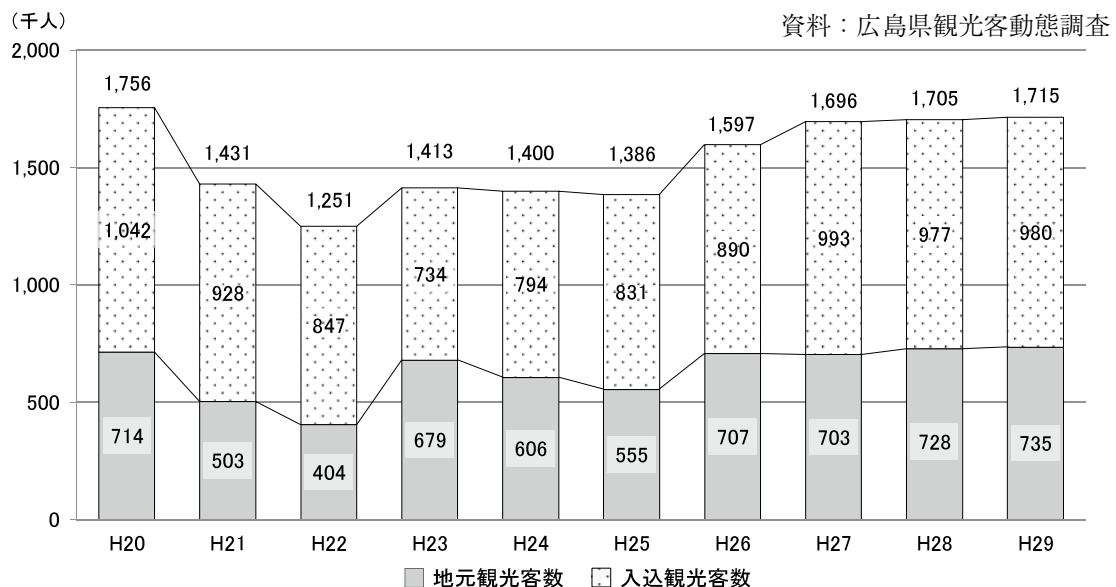


図 2-11 安芸高田市の観光客数の推移

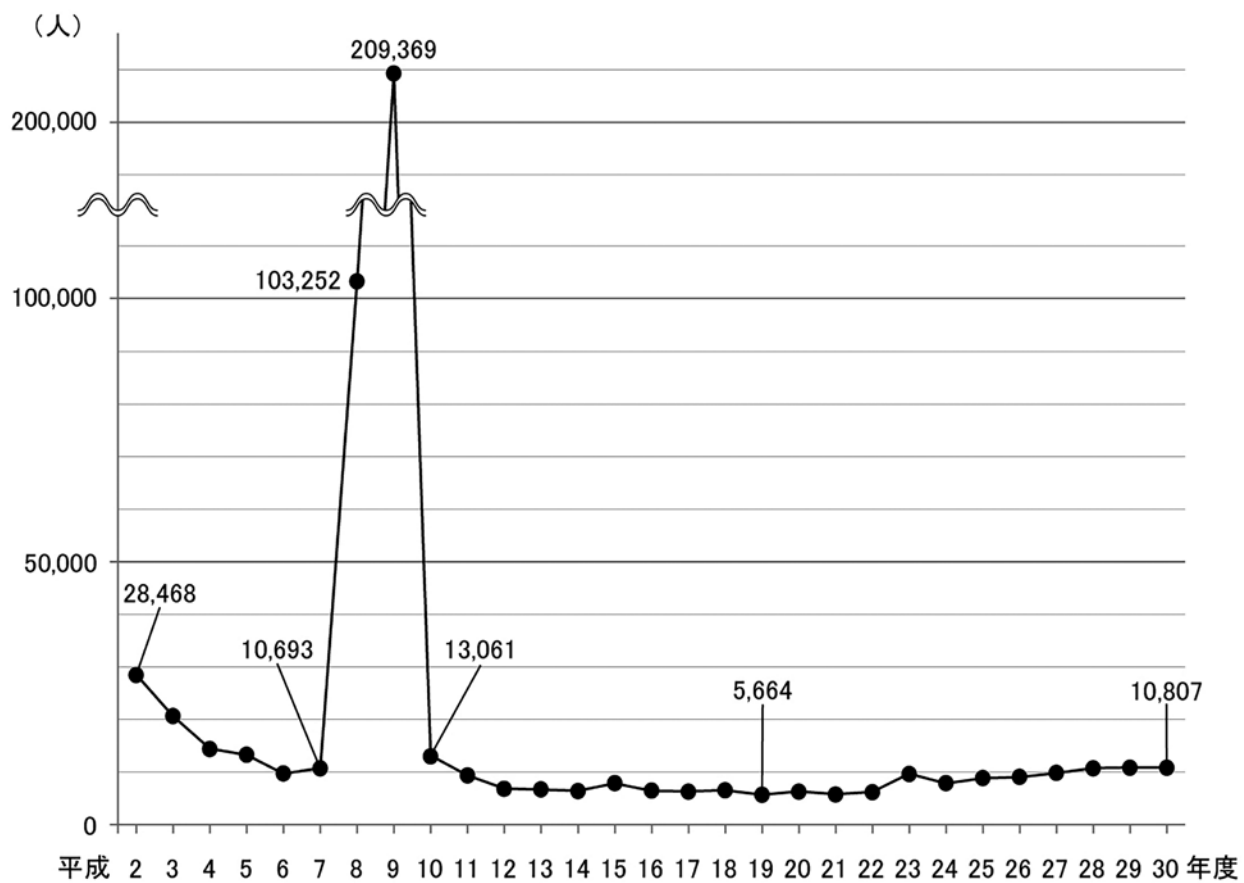


図 2-12 安芸高田市歴史民俗博物館の利用者数の推移



安芸高田市歴史民俗博物館

第3章 史跡の概要

第1節 指定と追加指定に至る経緯

郡山城跡は、昭和15年(1940)8月30日に山頂部を中心として、7.5ha(本丸、二の丸、三の丸、厩の壇、釜屋の壇、姫の丸壇、釣井の壇、御蔵屋敷の壇、勢溜の壇、満願寺跡、妙寿寺跡、羽子の丸)が国の史跡に指定された。その後、毛利元就の墓が昭和29年(1954)11月11日に広島県の史跡に指定された。

こうして指定された範囲は、郡山城跡の一部であることから、昭和57年(1982)9月、文化庁より広島県教育委員会を通じて、史跡毛利氏城館跡(郡山城跡)の指定地を郡山全域に拡大するよう指導があった。

このため、昭和58年(1983)2月、広島県教育委員会と旧吉田町は指定地の範囲について協議し、それを受けて広島県教育委員会は同年6月、吉田町文化財専門委員会及び吉田財産区会議において、指定の意義について説明を行った。さらに、広島県教育委員会は7月に郡山の町有地を管理する吉田財産区会議において追加指定に関する説明を行い、同意を得ている。

郡山全域の指定に関しては、民有地も多数あることから、昭和58年(1983)12月から翌年9月にかけて、合計3回の追加指定についての地元説明会を開催した。

また、第3回地元説明会の直後(昭和59年(1984)9月)には、文化庁より多治比猿掛城跡も全域を史跡指定するよう指導があり、同年12月には居館跡伝承地(御里屋敷跡伝承地)も追加指定するよう指導があった。

このように、御里屋敷跡伝承地及び多治比猿掛城跡を含め追加指定する方向づけがなされたことを受け、昭和60年度(1985)から62年度(1987)にかけて国庫補助を受け、吉田町教育委員会は史跡郡山城跡保存管理計画策定事業を実施し、昭和63年(1988)3月、「史跡郡山城跡保存管理計画」を策定した。

この間、昭和61年(1986)7月には、史跡郡山城跡の追加指定を文化庁に申請し、同年10月の文化財保護委員会では、追加指定及び名称変更(「毛利氏城跡」への変更)に関して答申された。

そして、昭和63年(1988)2月16日、史跡郡山城跡の追加指定及び名称変更(史跡毛利氏城跡)が官報に告示された。

第2節 指定の状況

1 指定告示

(1) 昭和15年の指定

官報 第4096号 昭和15年8月30日金曜日

◎文部省告示第546号

史蹟名勝天然記念物保存法第一條ニ依リ左ノ通指定ス

昭和15年8月30日 文部大臣 橋田邦彦

第1類 史蹟

名称 郡山城跡

地名 広島縣高田郡吉田町字郡山

地域 1328番ノ1内實測6町2段2畝28歩8合, 1328番ノ2, 1328番ノ3,
1347番, 1362番, 1363番

(2) 昭和63年の追加指定

文部省告示第17号

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項の規定により, 史蹟郡山城跡(昭和15年文部省告示第546号)について, その名称を改め, 地域を追加して指定し, 次に掲げるとおりとする。

昭和63年2月16日 文部大臣 中島源太郎

新名称	所在地	地域
-----	-----	----

毛利氏城跡		
-------	--	--

多治比猿掛城跡	広島縣高田郡吉田町大字多治比字烏帽子, 同字 隠地, 同字長迫	別図のとおり
---------	------------------------------------	--------

郡山城跡	広島縣高田郡吉田町大字吉田字郡山, 同字上迫	別図のとおり
------	------------------------	--------

備考 別図は省略し, その図面を広島縣教育委員会及び吉田町教育委員会に備え置いて従覽に供する。

2 指定説明文とその範囲

(1) 指定説明文

大永三年毛利元就宗家ヲ嗣ギ多治比ノ猿掛城ヨリ此ノ地ニ移リ父祖以來ノ城域ヲ改メ其ノ規模ヲ擴大シテ之ニ居リ天文九年尼子晴久ノ來攻ニ遇ヒシモ屈セズ却テ之ニ擊退セリ以後本城ヲ根據トシテ威ヲ中國ニ振ヒシガ嫡孫輝元ニ至リ廣島ニ移城セシヲ以テ天正十九年廢城トナレリ

城構ハ山城ニ屬シ可愛川ト多治比川トノ合流點ニ近キ海拔約四百米ノ郡山山頂ヲ削平シテ本丸ヲ設ケ其ノ南方ニ二ノ丸, 三ノ丸ヲ構ヘタルモノニシテ諸處ニ石壁ノ趾アリ西ニ釣井壇, 西南ニ御藏屋敷, 勢溜ノ壇アリ北ニ姫ノ丸, 東北ニ釜屋壇, 羽子ノ丸アリ東南ニ廐ノ壇アリテ舊規模ヨク保存セラレタリ尚山麓ニハ毛利元就等ノ廟墓アリ

※出典：国指定文化財等データベース（文化庁）

(2) 史跡の追加指定及び名称変更の説明文

郡山城跡

(新名称)

毛利氏城跡

多治比猿掛城跡

郡山城跡

広島県高田郡吉田町

郡山城は南北朝時代から天正期に至る毛利氏累代の本城として、史跡に指定されている。ただし既指定地は郡山の山頂付近の一部であり、山全体に及ぶものではなかったが、郡山城の遺構は郡山山稜全体に残存し、指定地外にも広く分布する。

すなわち山頂より南東に延びる山稜上、北を難波谷、西を堀切によって画される未指定地の一画は『芸藩通志』絵図に「親城跡」、『国郡志書出帳』に「古本丸」と記されるものに相当し、地元では旧本城と呼称しているが、『祐長老答国司広邑書』『芸藩通志』をはじめとする古書が、建武2年(1335)毛利時親が初めて築城したと伝える古城跡に該当し、本丸(一の丸)、二の丸、三の丸のほか古井戸(釣井)が残存する。

現在の郡山城跡は大永2年(1522)以降毛利元就が父祖以来の城域を郡山全体に拡張した、いわば新城とも称すべき城の跡であるが、そのうち東方の既の壇(既指定地)より続く尾根上、旧本城とは難波谷をへだてた北方の尾根には数か所の郭が残り馬場跡と呼んでいる。また山頂より南西方向にのびる尾根上、勢溜の壇(既指定地)の延長上に位置する派生尾根上には一位の壇、矢倉の壇、尾崎丸などと通称されるいくつかの郭が残存するが、いずれも指定地外となっている。

また、西南山麓には御里屋敷と呼ばれる一画があり、毛利元就の居館(土居)跡と伝えている。さらに南から西にかけての山麓には常栄寺跡、妙玖庵跡、洞春寺跡等の寺院跡が残存し、常栄寺跡には毛利隆元(法名華溪常栄)墓所が、洞春寺跡には毛利元就(法名日頼洞春)墓所、毛利一族墓所がある。また妙玖庵は元就夫人妙玖の菩提寺と伝えているが、いずれも指定地外となっている。

郡山城跡の北西4キロメートルに多治比猿掛城跡がある。毛利元就は大永3年(1523)27歳の時に甥幸松丸夭折のあとをうけて郡山城(旧本城)に入城し、毛利家の家督を継承するが、それまでの居城が多治比猿掛城であった。元就は明応9年(1500)4歳の時、家長を長子興元に譲り隠居した父弘元とともにこの城に移り住んだ。大永以前、庶流であった時代の元就は多治比殿と呼ばれていた。元就家督継承にあたって福原広俊以下15名が連署状を提出しているが(毛利家文書)、その宛先に

「多治比御城

参

人々御中」

とあるのがこの城に該当する。また猿掛の呼称は『陰徳太平記』や『芸藩通志』にみえている。城跡は、多治比川がめぐる標高380メートルの急峻な猿掛山上にあり、本丸、二の丸、三の丸、南の壇、井の壇、御馬屋敷、出丸、物見丸等が残るほか、山麓に悦叟院の森と呼ばれる寺跡があり、毛利弘元(法名悦叟常喜)、同夫人の墓所がある。

郡山城跡、多治比猿掛城跡はいずれも良好に保存されており、戦国大名毛利氏の城のあり方をよく示す貴重な遺跡である。ここに郡山城跡の未指定と多治比猿掛城跡全体を追加指定するとともに、指定名称を

「毛利氏城跡

多治比猿掛城跡

郡山城跡」

と変更し、その保存を図るものである。

※『月刊文化財 1月号』（昭和62年1月1日発行）より引用

(3) 史跡指定地の範囲

史跡指定地の範囲は、図面上で示すと次頁の図のようになる。

なお、指定された地域（地番）は、本節「4 指定地の状況」の中で示している。

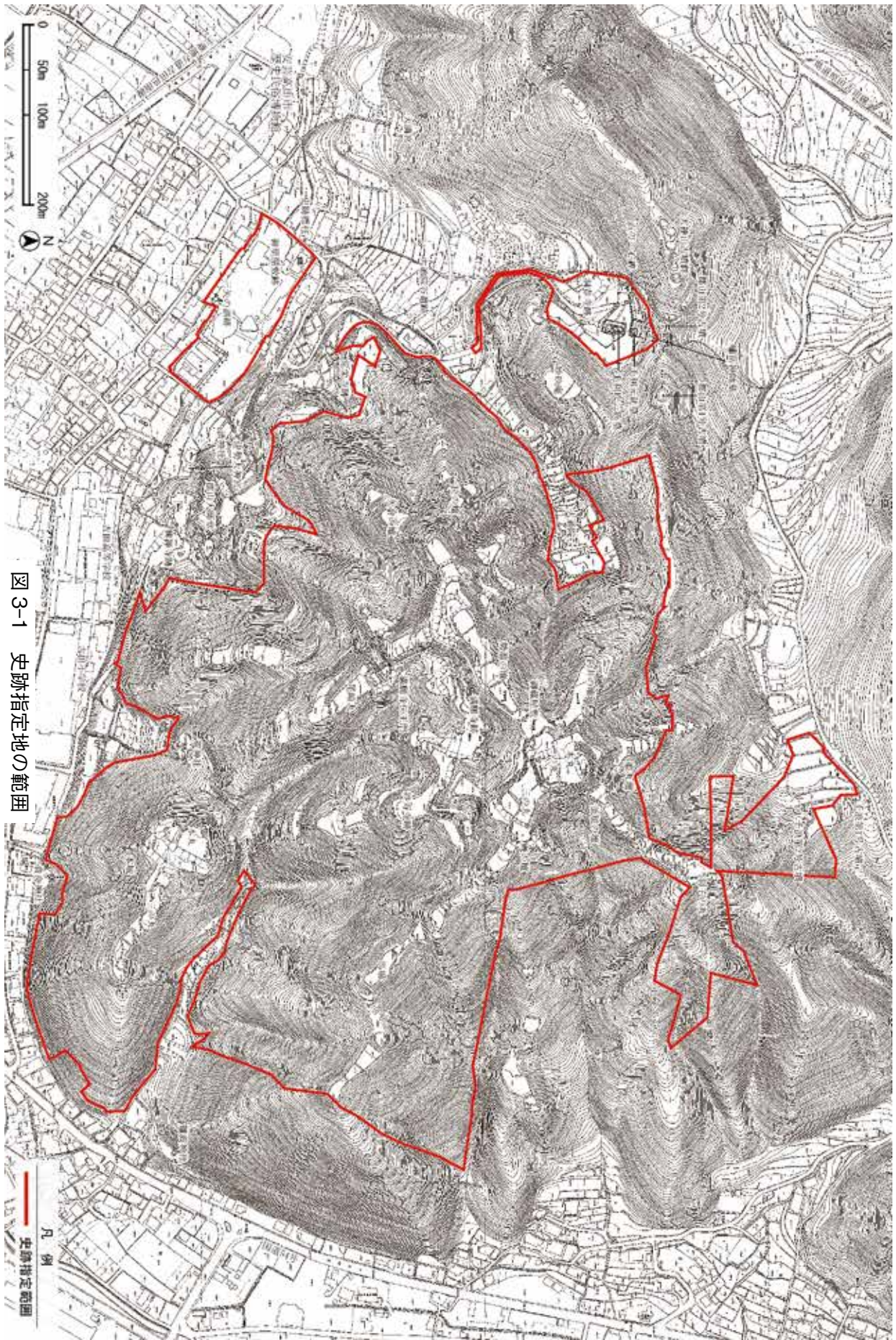


図 3-1 史跡指定地の範囲

3 史跡毛利氏城跡保存管理計画策定事業以降の調査成果

史跡毛利氏城跡としての追加指定及び名称変更にあたっては、前記のとおり昭和60年度(1985)から同62年度(1987)にかけて国庫補助を受け、旧吉田町教育委員会が史跡郡山城跡保存管理計画策定事業を実施している。

この事業では、現地調査や史料調査、空中写真測量、平面図作成も行っている。

こうした調査・作業を活かしながら、史跡毛利氏城跡保存管理計画を策定し、郡山城についてはその中で「郡山城跡の歴史と遺構」としてそれまでの調査をまとめている。

その後、毛利氏の歴史や郡山城の遺構に関して調査・研究が進んでおり、ここでは保存管理計画策定事業以降の調査成果の要点を整理する。

郡山城跡は、昭和15年(1940)の史跡指定、同63年(1988)の追加指定と名称変更、それに伴う史跡毛利氏城跡保存管理計画策定事業によりそれまでの調査成果がまとめられているが、その後の30年間で現地の考古学的調査や郡山城そのものにかかる史料調査が進み、郡山城跡の実態とその重要性がさらに高まってきている。

この間、平成4年度(1992)には広島県・吉田町による中世城館遺跡保存整備事業に伴い御里屋敷跡伝承地の試掘調査が行われたが遺構が明確にできず、その後の事業実施には至らず、城跡における計画的、学術的な発掘調査についてはこれまで実施されていない。

(1) 考古学的調査

○郡山城の全体構造

保存管理計画策定事業に係る測量調査で城の全体構造が明らかになった。とくに独立丘陵状の地形を活かして、山頂の中枢部を、内郭部、外郭部、周縁部が囲む階層的な構造であることが明らかとなった。

○郡山城跡の個別遺構

個別遺構を見ると、郭は地山の切り盛りによる自然地形に沿った小さいものが多いが、中枢部には石垣が見られる(この石垣には破城の行為が認められる)。城内に堀切や土塁、石塁などの防御施設は少なく、満願寺跡等の庭園を持つ寺院が見られる。外郭部には本城、羽子の丸をはじめ防御性の強い独立した城がある。多様な遺構は16世紀前半以前の国人領主の本拠を思わせる本城から、16世紀後半の戦国大名の大規模城、さらに16世紀末の石垣の使用と、郡山城が長期にわたり拡張・改修されながら使用されたことを示している。

また、麓に近い興禅寺跡推定地(現郡山公園)の東側、登山道に沿う法面から15～16世紀と推定される埋葬遺構が検出されている。城域が全山に拡大する16世紀中頃以前の墓域造営が認められる。

○郡山城跡の採集遺物

郡山城跡からは、中枢部を中心に500点を超す輸入陶磁をはじめ多様な遺物が採集されている。輸入陶磁は16世紀後半とされる青花が半数以上を占めるが、14世紀代の特殊器形の龍泉窯青磁も含まれ、本丸からは堆黒盆の破片も採集されている。さらに中枢部からは土師質土器小皿の破片も多量に採集されている。これらは中枢部の格式の高さを示し、そこでは儀式や饗宴も行われたことが推察される。また、三の丸や御蔵屋敷の壇では瓦も採集されている。中枢部は16世紀後半以降使用され、御殿をはじめとした施設や瓦葺きの建物があつたことが想定される。中枢部以外では外郭部の本城及び難波

谷から15世紀代の備前焼片や土師質土器皿が採集されている。

○郡山城跡の周辺

郡山城跡では指定地外の山麓部で発掘調査が行われている。西側の大通院谷遺跡では城域を区切る堀とその外側で屋敷群、南麓でも幅14mの横堀が検出されている。西谷遺跡では版築で造成された郭と石垣を伴う郭が検出されており、麓（里）から中枢部への通路に伴うものと考えられる。北側鞍部の千浪郭では石垣で画した郭から掘立柱建物が検出され城背後の番所と考えられている。これら周辺部の遺構は概ね16世紀中頃から後半と推定されている。

○まとめ

これら考古学的調査の成果は次のようにまとめられる。

- ・築城の時期は明らかではないが15世紀には存在し16世紀末まで使用された。
- ・広島県内最大規模で中枢部が突出した求心的な四重構造となる。
- ・本城等の外郭部の一部を除き遺構の大半は16世紀中頃以降のもので、16世紀末には中枢部が石垣で改修された。築城から廃城まで拡張・改修が続けられた。
- ・16世紀中頃以降の郡山城は軍事的施設から政治的施設に代わっており、中枢部の石垣や威信財と考えられる遺物からは毛利氏の権力誇示がうかがわれる。
- ・石垣は隅や上部が壊されており、廃城に伴い破城が行われたことがうかがわれる。

(2) 史料調査

○吉田と毛利氏の関係

吉田と毛利氏との関係は13世紀にはじまるが、城が確認されるのは14世紀の「吉田城」からである。しかしこれは臨時的施設と考えられ後の郡山城に直接つながるか否かは明らかでない。

○毛利元就と郡山城

15世紀後半から16世紀初頭には「郡山」や「要害」「城誘」等の記録があり、大永3年(1523)には家督を相続した元就が「郡山」に入城。天文9年(1540)には郡山城が尼子軍に攻められる。この頃、恒久施設としての郡山城（本城）があったことが分かる。

○毛利隆元と郡山城

天文15年(1546)の隆元相続後、隆元の「本城」は「かさ（山頂）」の元就と遠いので中腹の「粟掃井新丸」に移りたいとし、後に「尾崎」に移っている。また、同20年(1551)には城麓の堀が西に延長される。この頃までに郡山城は本城を含む郡山全域に拡張されたい。以後、永禄年間にかけて城内には「小座敷」「たまる所」「風呂湯殿」「上り殿」等の記載が見られる。

○毛利輝元と郡山城

元就没後の元龜3年(1572)には、それまで「番衆」が努めていた在番から、「年寄衆奉行之者」は「在城」することになる。さらに天正9年(1581)の『芸州吉田沼田中郡御祓賦帳』「郡山之分」には「御屋形様（輝元）」ほか74名の記載がある。これは御師村山氏が檀那に御祓いのお土産を配った名簿で、この順は城内の山頂から下方の山麓へと廻った順路を示しているのではないかとされている。

天正12年(1584)には、郡山の「麓堀掃」「堀普請」を行っており、「会所」「城内之普請」「大門」の建設の予定もあった。同16年(1588)には城内の「惣普請」が計画されるが、秀吉から上洛の要請があり、実施されたかどうかは明らかでない。上洛の翌年、輝元は新たな本拠として広島城の築城をはじめ、同19年(1591)には広島城に入城する。その

後の郡山城は明らかでないが、文禄年間に隆景らが吉田で参会しており、慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いまでは使用されていた可能性が高い。

○『高田郡村々覚書』からみる郡山城

宝永2年(1705)の『高田郡村々覚書』には、島原の乱(寛永14年(1637)～同15年(1638))に伴い惣堀が埋められたとの記載がある。

○まとめ

これら史料調査の成果は考古学的調査の成果と矛盾しない。

4 指定地の状況

(1) 土地所有

史跡指定地の土地は、おおむね3分の2が公有地、3分の1が民有地となっている。

公有地は、安芸高田市が277,727.07㎡所有しており、地目としては、山林、保安林、宅地となっている。

表3-1 土地所有の状況

所有者	面積 (㎡)	構成比 (%)	該当する地目
公有地 (安芸高田市)	277,727.07	64.5	山林, 保安林, 宅地
民有地 (個人)	152,826.00	35.5	山林, 保安林, 墓地
合計	430,553.07	100.00	—

(2) 土地利用

史跡指定地の土地利用を地目でみると、全体面積の大半(91.8%)を山林が占めており、その他は、保安林、墓地、宅地となっている。

表3-2 土地利用(地目)の状況

地目	面積 (㎡)	構成比 (%)
山林	201,138.61	46.7
保安林	212,450.00	49.3
墓地	2,779.00	0.7
宅地	14,185.46	3.3
合計	430,553.07	100.0

表 3-3 土地利用（地目）の状況（参考）

番号	所在地	地番	地目	面積 (㎡)	所有者	備考
1	吉田町大字吉田字郡山	1171-1	山林	10,665	個人	
2	〃	1171-5	山林	6,418	〃	
3	〃	1171-6	墓地	2,381	〃	
4	〃	1200	山林	6,247	〃	
5	〃	1213-2	保安林	85	安芸高田市	
6	〃	1213-3	保安林	59	〃	
7	〃	1213-8	山林	39	〃	
8	〃	1214	保安林	763	〃	
9	〃	1217-1	保安林	33	〃	
10	〃	1217-2	山林	6.61	〃	
11	〃	1218	保安林	290	〃	
12	〃	1219-2	保安林	128	〃	
13	〃	1220	保安林	446	〃	
14	〃	1296	山林	10,309	個人	
15	〃	1323	山林	7,080	〃	
16	〃	1328-1	山林	2,042	安芸高田市	
17	〃	1328-2	保安林	192,628	〃	1328-3,1328-5 を合筆
18	〃	1328-4	保安林	2,810	個人	
19	〃	1328-8	保安林	1,665	個人	
20	〃	1328-9	山林	5,626	〃	
21	〃	1328-10	山林	5,908	〃	
22	〃	1328-11	山林	10,370	〃	
23	〃	1328-12	山林	4,854	〃	
24	〃	1328-17	山林	64,378	安芸高田市	1328-25, 1328-26, 1328-29 を合筆
25	〃	1328-18	山林	13,293	個人	
26	〃	1328-19	山林	14,444	〃	
27	〃	1328-21	山林	10,752	〃	
28	〃	1328-30	山林	8,947	個人	
29	〃	1328-31	保安林	5,950	〃	
30	〃	1328-32	山林	1,487	〃	
31	〃	1328-39	保安林	1,967	〃	
32	〃	1328-40	山林	13,264	〃	
33	〃	1328-41	山林	2,408	〃	
34	〃	1328-42	墓地	398	〃	
35	〃	1347	山林	809	安芸高田市	
36	〃	1348	山林	945	個人	
37	〃	1349	山林	799	〃	
38	〃	1351	山林	1,444	〃	
39	〃	1352	山林	842	〃	
40	〃	1353	山林	595	〃	
41	〃	1354	山林	958	〃	
42	〃	1362	山林	1,835	安芸高田市	1362-3 を合筆
43	吉田町大字吉田字上迫	406	宅地	10,761.73	安芸高田市	
44	〃	454-1	宅地	1,858.97	〃	
45	〃	456	宅地	1,564.76	〃	
	合計	-	-	430,553.07	-	

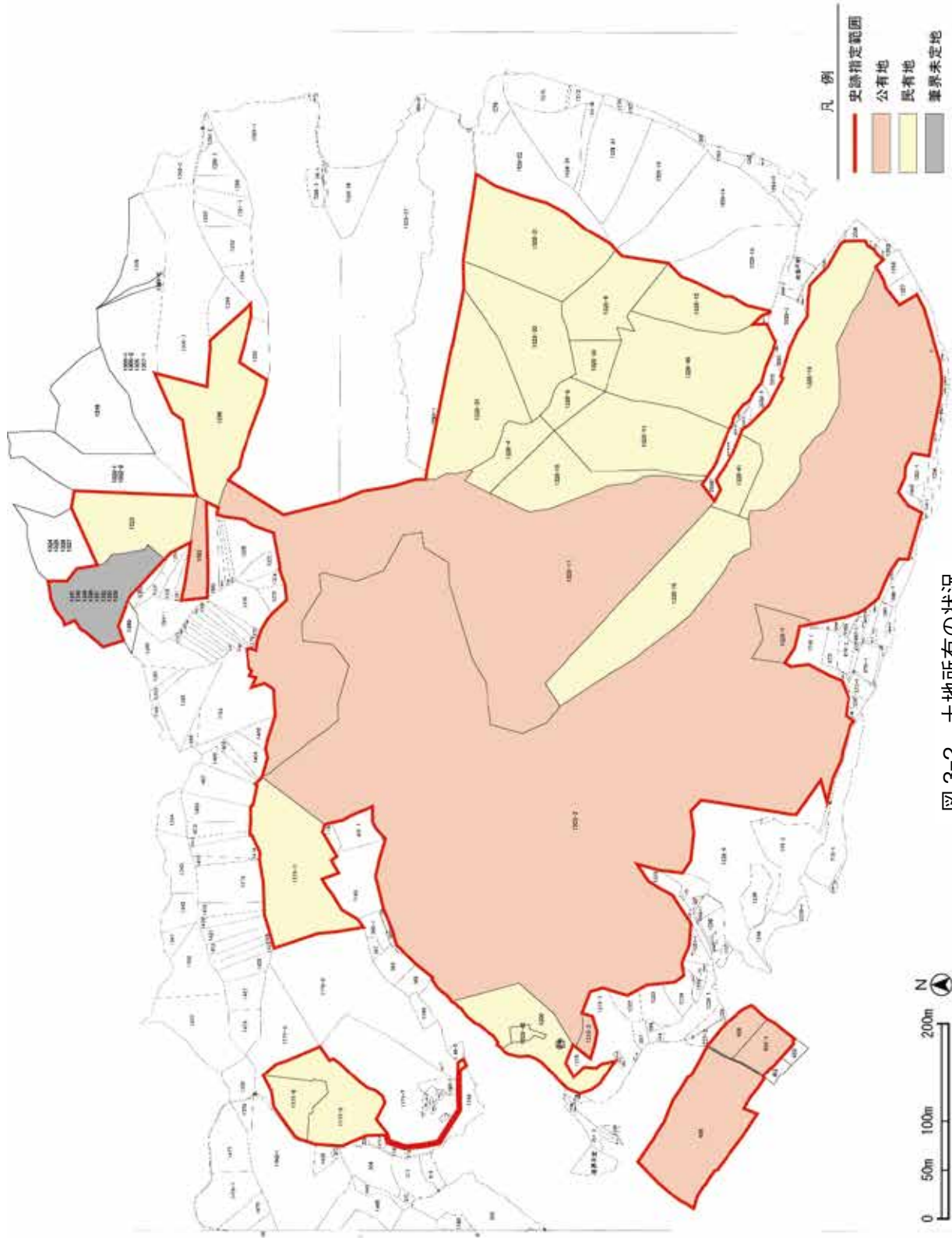


図 3-2 土地所有の状況

(3) 法規制の状況

郡山城跡については、文化財保護法（国指定史跡）のほか、現在までに様々な規制がなされている。

大正 10 年 (1921) に風致保安林に、昭和 49 年 (1974) には郡山、天神山の山林が緑地環境保全地域に指定されている。この郡山緑地環境保全地域は、史跡郡山城跡を中心とした歴史的遺産とその周辺の樹林地を現状のまま保全するために指定されたもので、地域内の樹齢数百年を経たスギの巨木林や 62 科 350 種に及ぶ樹種からなる原生的天然林は植物学的にも貴重とされている。なお、この区域での木材の伐採は届出が義務づけられている。

また、昭和 42 年 (1967) に郡山・天神山周辺が鳥獣保護区に指定されている。これにより安心して史跡の散策ができるようになった（狩猟が認められなくなったため）。

この他にも、昭和 44 年 (1969) 4 月に広島県の「いこいの森」事業により、「郡山いこいの森」が完成。植樹を行い、展望台、スベリ台、ブランコを設置した。昭和 50 年 (1975) 7 月には広島県の自然歩道のコースに郡山を入れ、親しみのもてるような方策がとられてきた。

昭和 55 年 (1980) 11 月には都市計画区域に編入され、郡山城跡の山麓部付近のうち、南側は第一種中高層住居専用地域、東側は第一種住居地域（用途地域）が指定されている。

加えて、土砂災害防止法に基づき郡山城跡の南及び東側の山裾付近を中心に土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域（急傾斜地、土石流）が、急傾斜地法に基づき急傾斜地崩壊危険区域が南東部の山麓（1箇所）に指定されている。

【各制度の概要・規制】

■風致保安林

根拠法等：森林法

名所や旧跡等の趣のある景色が森林によって価値づけられている場合に、これを保存する。

郡山城跡における風致保安林は、広島県の保安林台帳では指定施業要件が「禁伐」となっている。

<保安林における制限（一部抜粋）>

(1) 立木の伐採：都道府県知事の許可が必要。

許可要件

・伐採の方法が、指定施業要件（注）に適合するものであり、かつ、指定施業要件に定める伐採の限度を超えないこと（間伐及び人工林の択伐の場合は、知事への届出が必要）。

(2) 土地の形質の変更：都道府県知事の許可が必要

許可要件

・保安林の指定目的の達成に支障を及ぼさないこと。

(注) 指定施業要件

保安林の指定目的を達成するため、個々の保安林の立地条件等に応じて、立木の伐採方法及び限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種が定められている。

■緑地環境保全地域

根拠法等：広島県自然環境保全条例（昭和47年12月制定）

自然的社会的諸条件からみて、その区域における自然環境を保全することが、地域の住民の良好な生活環境の維持に資すると認められる地域を、面積に関係なく指定。

1. 市街地又はその周辺地域の緑地を保全するために必要な樹林地、池沼、丘陵等良好な自然環境を形成している区域。
2. その地域を象徴する歴史的、文化的、社会的資産（例えば、神社仏閣や古墳）と自然とが一体となって良好な自然環境を形成している区域。

<指定による行為の規則>

- ・一定の基準を超える建築物の建築や宅地の造成等の特定の行為をしようとするときは、事前に知事への届出が必要。
- ・木竹の伐採も届出の対象。

■鳥獣保護区

根拠法：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律。

鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定される（国又は都道府県が指定）。

<鳥獣保護区における制限>

- ・鳥獣保護区内においては、狩猟が認められない。

■用途地域

根拠法等：都市計画法

地域における住居の環境の保全又は業務の利便の増進を図るために、市街地の類型に応じて建築を規制するべく指定する地域。

<用途地域による制限>

例：郡山城跡の南側山麓部の市街地…第一種中高層住居専用地域。

- ・マンションや戸建てといった住居や、ある程度の広さの飲食店、スーパーマーケットといった店舗を建築できる地域。
- ・ホテル等の宿泊施設、パチンコ店等は建築できない。

■土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

根拠法等：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）。

土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするもの。

<指定による制限>

土砂災害警戒区域

- ・急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域

- ・急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

■急傾斜地崩壊危険区域

根拠法等：急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）

急傾斜地崩壊危険区域として指定された土地は、急傾斜地の崩壊による災害から国民

の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限がなされる。

また、住民の要望と同意にもとづき、広島県が崩壊防止工事を行っている。

<指定による制限>

次の行為を急傾斜地崩壊危険区域内で行おうとする場合には、都道府県知事の許可が必要。

- ・水の浸透を助長する行為（例）水を放流し、又は停滞させる行為。
- ・急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良で、政令で定めるもの。
（例）ため池、用排水路
- ・のり切、切土、掘削又は盛土。
- ・立竹木の伐採。
- ・木竹の滑下又は地引による搬出。
- ・土石の採取又は集積。
- ・上記の他、急傾斜地の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為で、政令で定めるもの。

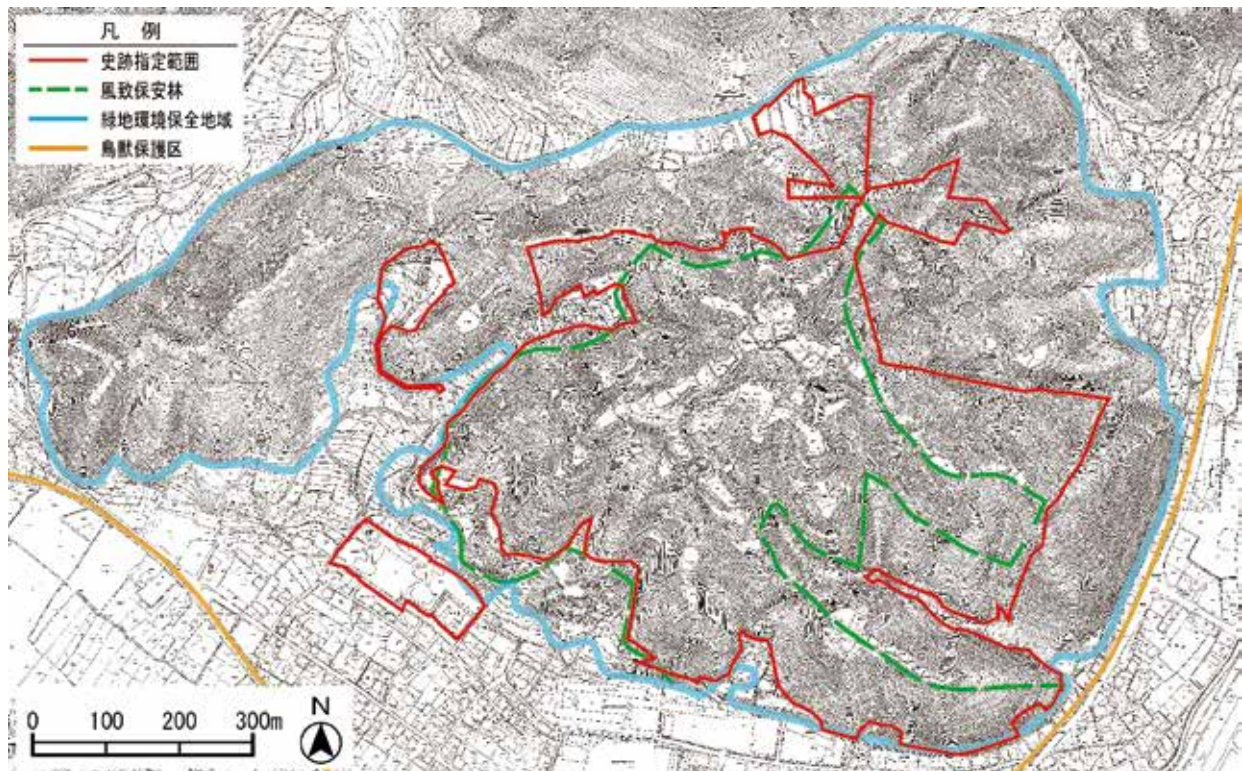


図 3-3 史跡指定地を中心とした法規制（土地利用関係）の状況

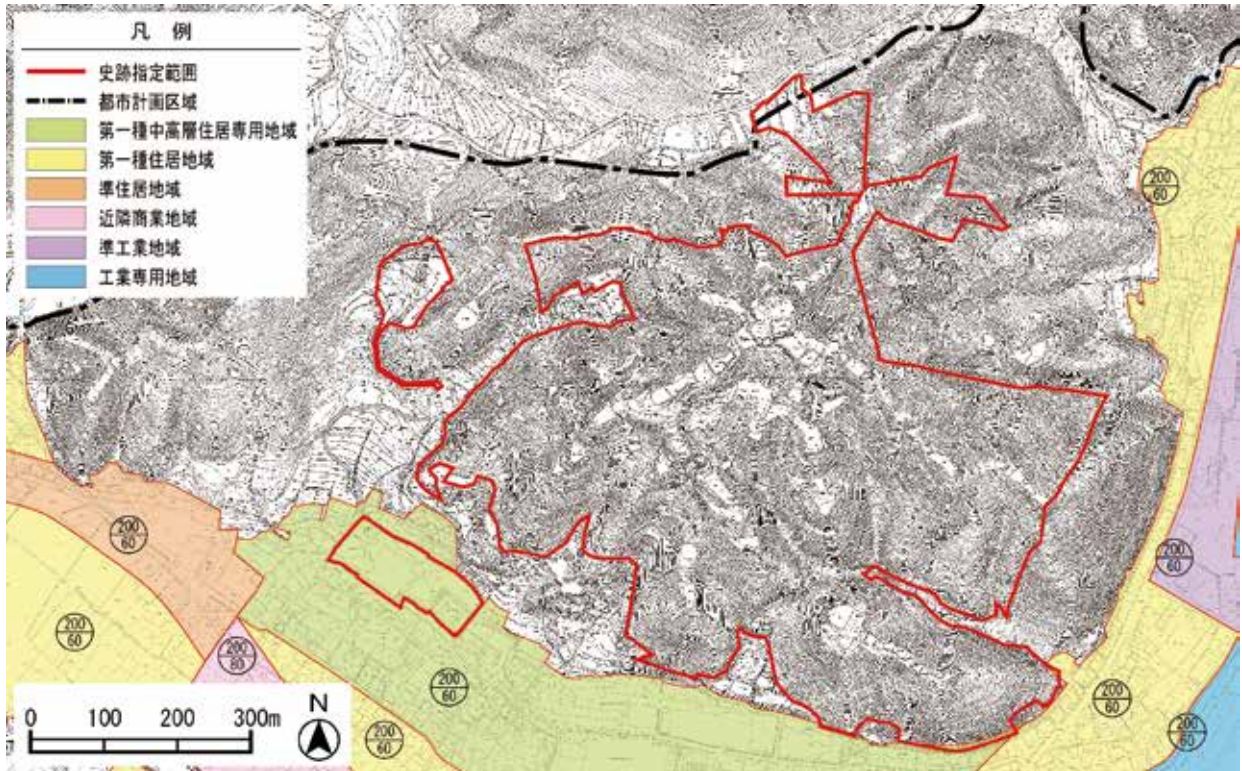


図 3-4 都市計画の状況

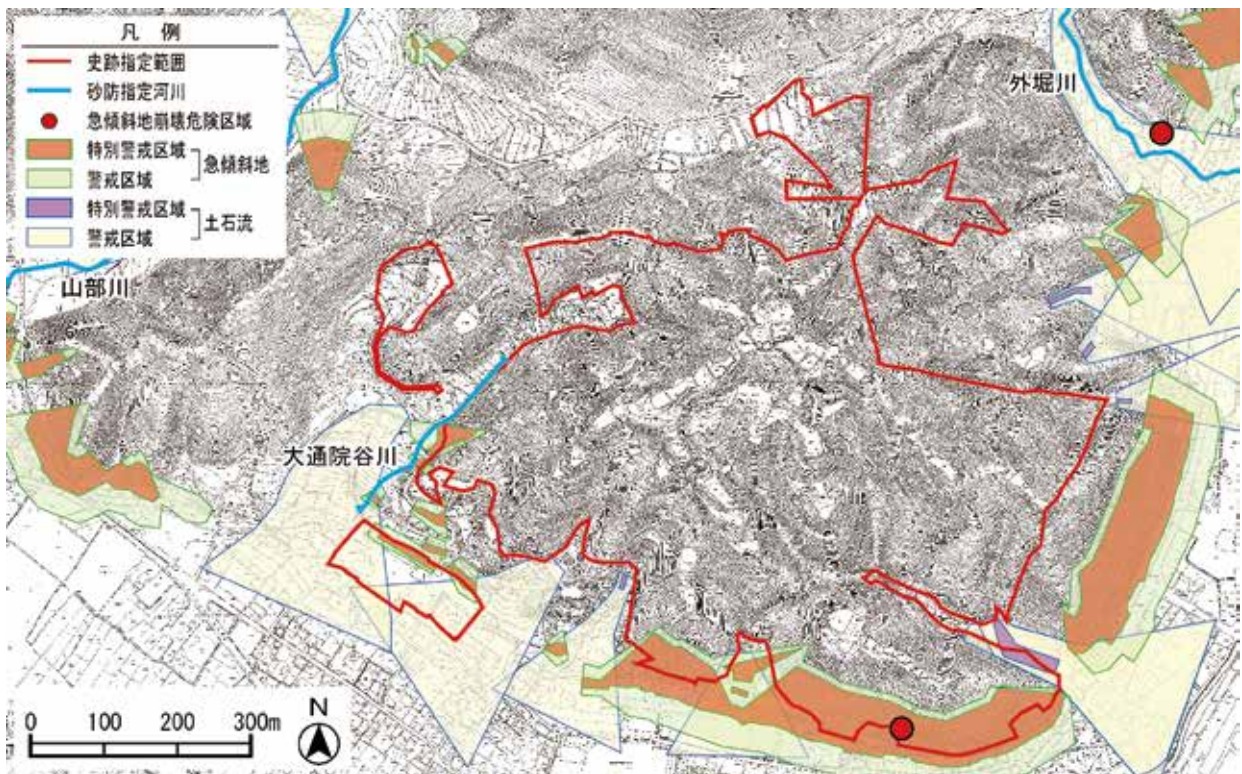


図 3-5 土砂災害特別区域等（土砂災害防止法）の指定状況

第4章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値の明示

史跡の保存・活用の原点となるのは、当該史跡が指定に値する本質的価値とは何かを明確に認識し、関係者間で共通理解とすることである。

なお、史跡における本質的価値とは「史跡の指定に値する枢要の価値」とされ、指定説明文及び追加指定説明文に立脚しつつ、当該史跡の本質的価値を総括的に再整理・再確認し明示することとされている。

したがって、昭和15年(1940)の指定説明文とともに、「月刊文化財 1月号」(昭和62年(1981)1月1日発行)の記載されている本史跡の追加指定及び名称変更の説明文をもとに、それから類推し読み取れる内容を含めて本質的価値を検討し明示する。

●毛利氏が中国一円を治める戦国大名に成長する拠点と城のあり方を示す山城跡

郡山城は、毛利元就が家督を継いだ段階で、一国人領主の本拠に過ぎなかったが、毛利氏が中国一円を領有する戦国大名に成長するなかで城郭の拡張や整備が続けられ、城郭の遺構から毛利氏の発展段階を探ることができる。

●郡山全域にわたって数多くの遺構(郭、石垣、切岸ほか)が良好に保存されている大規模な山城跡

郡山城跡は、郡山全域を利用した城郭であり、山頂付近や全方位に伸びるすべての尾根に270に及ぶ郭が築かれ、寺跡の遺構を含め、それらが良好に保存され現地で明瞭に確認することができる広島県内最大規模、全国的にみても有数の大規模な山城跡である。

●戦国大名の山上居住等の同時代の史料が多数存在し、史料の記述が現地で確認できる希有な山城跡

郡山城に関する同時代の史料が多数確認され、その中には特定の場所と内容を示す記述もあり、それらを現地で類推できる史料が数多くある希有な山城跡である。

特に、戦国大名の山上居住は、発掘調査事例は他にもあるが、同時代史料と遺構の両方で確認できるのは郡山城跡が全国で唯一となる。

●寺跡や毛利元就・一族墓所が一体となって存在する山城跡

郡山城跡や山麓部には、寺跡や毛利元就墓所、毛利家一族墓所、清神社、元就火葬場伝承地があり、これらと一体となって存在する全国的にみても数少ない山城跡である。

第2節 新たな価値評価と本質的価値に付随する評価の明示

郡山城跡は、昭和63年(1988)の追加指定後、30年以上が経過しており、この間、考古学的調査が行われ、史料調査も進んでいる。

こうしたことを踏まえ、新たな価値評価を明示するとともに、前述の「史跡の本質的価値の明示」と合わせて、本質的価値を総括的に表す。

●山麓部付近まで郭が配された求心的・階層的な構造の山城跡

測量調査及び赤色立体地図により、郡山城跡は山麓部付近まで多数の郭が配され、独立峰の地形を活かして山頂部を中心として中枢部、内郭部、外郭部、周縁部という求心的・階層的な構造であることが明らかとなった。

●城の一生(築城、拡張、改修、廃城)を現地でたどることができる山城跡

築城時期は明らかでないが多様な遺構からは、16世紀前半以前の国人領主の本拠としての本城から、16世紀後半の戦国大名の大規模城、さらに16世紀末の石垣を用いた最新技術を取り入れた改修と、郡山城が長期にわたり拡張・改修されながら使用されたことを現地でたどることができる。

廃城後については、宝永2年(1705)の『高田郡村々覚書』には、島原の乱(寛永14年(1637)～同15年(1638))に伴い惣堀が埋められたとの記載がある。また、中枢部では石垣に破城の痕跡がある。

●史料調査が進み、より一層、史料の記述が現地で確認できる可能性の高い山城跡

史料(文献)調査が進み、より一層、史料の記述が現地で確認できる可能性が高まる。こうした特色から、史料と遺構とをセットで検証・活用できる史跡である。

●幕末における城郭の再利用の動きや激動の歴史をうかがい知ることができる山城跡

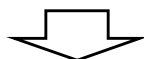
幕末、広島藩(浅野藩)においては、藩内外の有事に備えて郡山の南麓(現・吉田高等学校の敷地)に陣屋をつくっている。また、郡山の測量(「郡山量地図『郡山兵備談』」1864)を行い、大砲を配置する全体の計画図も作成し、郡山城を再利用しようとしていた歴史がある。

こうした歴史を現地与合わせて伝えることで、幕末の激動の歴史をうかがい知ることができる山城跡でもある。

●廃城後の近世、近代には長州藩政や国策の遂行にも利用された城

近世の長州藩では藩祖元就を藩政改革と藩の維持結束に利用し、近代には元就の神格化と挙国一致に利用された。このことによって郡山城跡は地元で聖地ともされた。

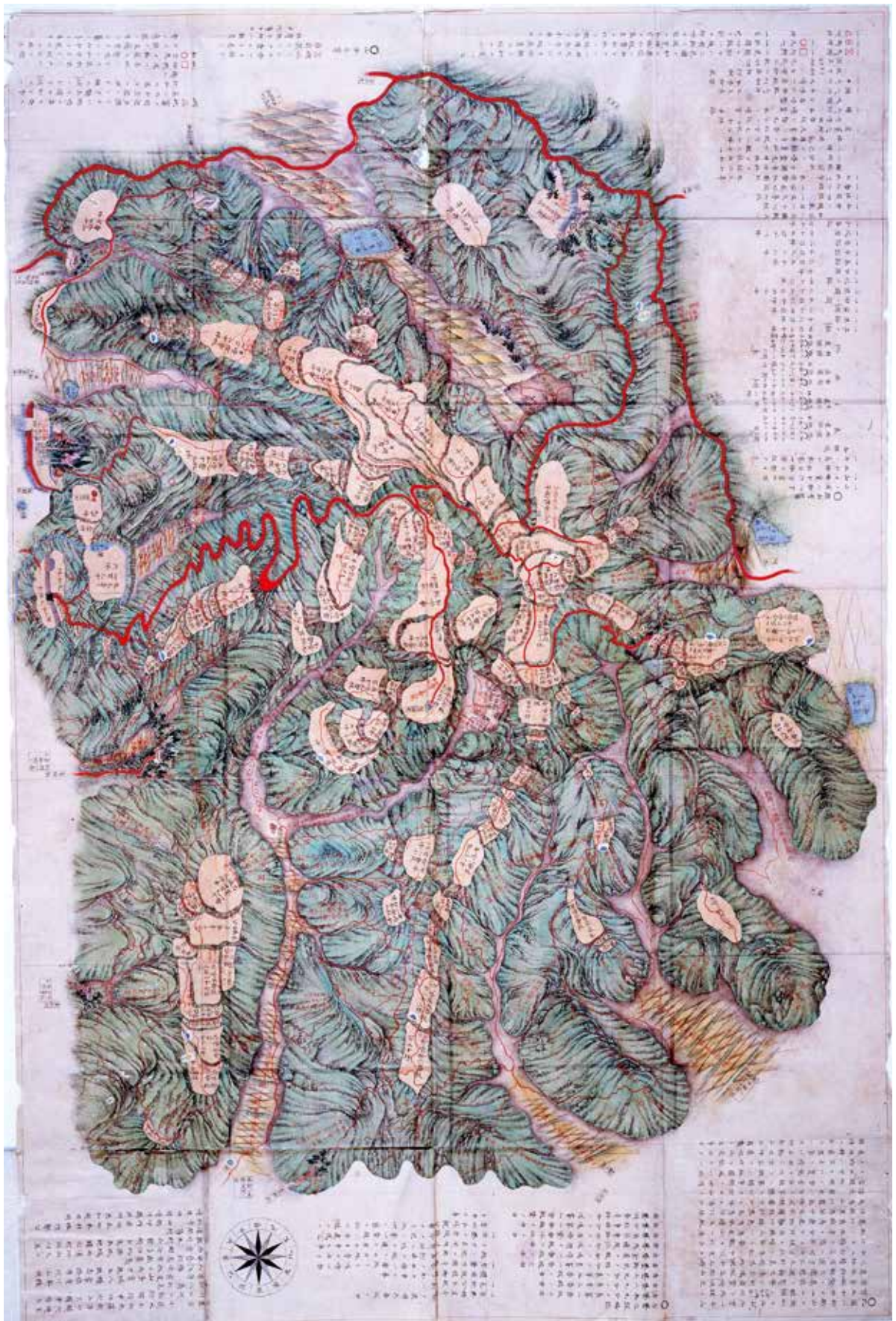
史跡の本質的価値の明示+新たな価値評価の明示



<郡山城跡の本質的価値の総括的な明示>

保存状態がよく、戦国大名の発展段階がたどれる大規模な山城跡
城の営みや一生が遺構、遺物と史料でたどれる稀有な山城跡

郡山量地图 (個人蔵)



第3節 構成要素の特定

1 構成要素の特定の考え方

構成要素の特定においては、大きくは「史跡としての価値（本質的価値）を構成する要素」と「それ以外の要素」という、価値に関わる区分が求められる。

また、本計画では第1章「第3節 計画策定の範囲（対象）」で示しているように、史跡指定地外も計画策定の範囲としており、追加指定や関連する文化財の保存・活用を検討する。

したがって、次に示すように、価値と範囲の2つの軸によって構成要素を特定する。

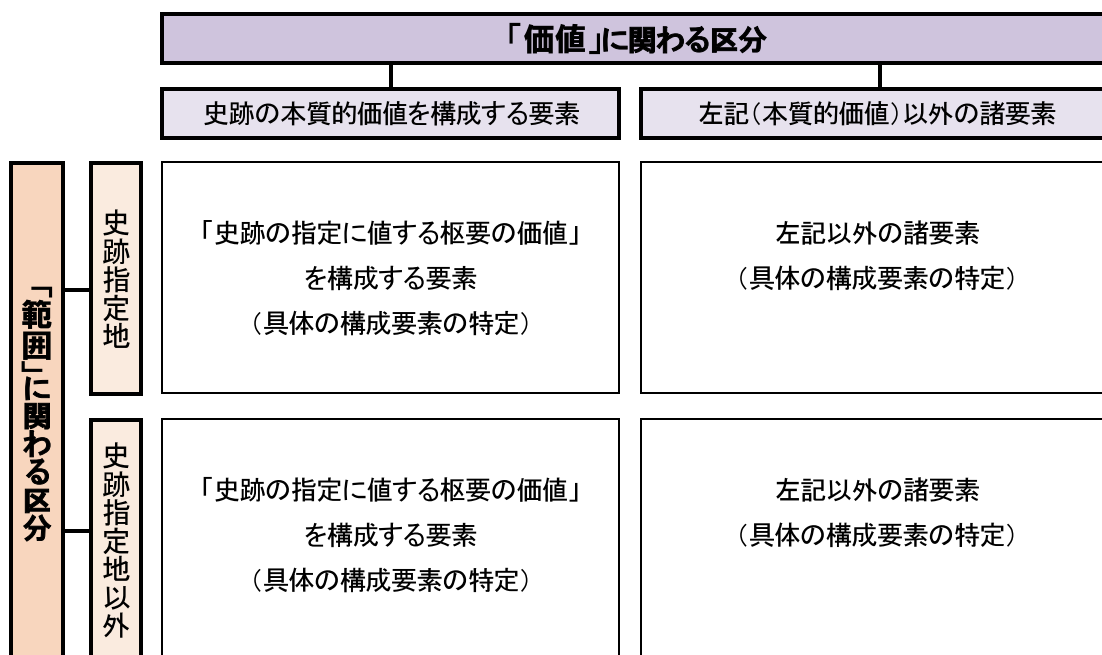


図 4-1 構成要素の特定の考え方（2つの軸）

(1) 「価値」に関わる区分

史跡の保存・活用（整備を含む）においては、本質的価値を構成するものが何であり、また、それ以外の構成要素にどのようなものがあるかを把握・整理する必要がある。

このうち、本質的価値を構成する要素は、その保存・活用が大前提となる。

それ以外の構成要素も一律では捉えにくく、本史跡に関しても多種多様な要素が存在することから、個々の構成要素の内容や性格、本質的価値との関係を考慮し、把握する必要がある。

このため、ここでは本章「第1節 史跡の本質的価値の明示」及び「第2節 新たな価値評価の明示」で示した内容に基づき、本質的価値を構成する要素を特定する。また、史跡の本質的価値を構成する要素以外（その他の要素）については、要素の性質・役割、史跡やその保存・活用との関わりを考慮して区分する。

こうした点を踏まえ、史跡を構成する要素を、大きく次のA～Eの5つに区分する。

A：史跡の本質的価値を構成する要素

・「史跡の指定に値する枢要の価値」を構成する要素

<「史跡の本質的価値を構成する要素（A）」以外の諸要素>

B：史跡の本質的価値と一体的に又は関連して歴史的環境・資源を構成する要素（「史跡の本質的価値」以外）

- ・郡山城跡の本質的価値を構成する要素以外の歴史的環境・資源を構成する要素
 - ・廃城後の郡山城跡に関わる地下遺構や歴史的史実が確認されている場所を含む。
- 例：幕末の陣屋が存在していた場所，番所跡の地下遺構（確認された場所）

※郡山城跡の本質的価値を構成する要素との関係を考慮しながら，必要に応じて保存・活用及び整備のあり方，内容を検討する。

C：自然環境を構成する要素

- ・史跡指定地及びその周辺（郡山山麓部，旧城下町（推定）及びその周辺）における自然的な要素（地形，樹木・森林，その他植生，河川）

※史跡と一体的な景観形成・環境保全を検討する。

D：史跡の保存・活用に資する要素

- ・郡山城跡に関わるアクセスや案内表示板（サイン類），保存施設，管理・便益施設ほか。

E：その他の要素（A～D以外）

- ・前記のA～D以外で，史跡の保存・活用や景観の保全・形成に関係する要素（史跡との関係で調整が必要な要素，留意事項を含む），撤去すべき要素。

（2）「範囲」に関わる区分

計画の対象とする範囲は，大きくは史跡指定地とそれ以外となる。

それ以外については，第1章第2節で示しているように「史跡指定地以外の主たる計画対象区域」と「関連する計画対象区域」に分けることになる。

<史跡指定地外>

あ：史跡と一体的な遺構の保存・活用や景観形成・環境保全が求められる周辺区域（史跡指定地外の主たる計画区域…第1章第2節を参照）

- ・郡山の史跡指定地外の区域
- ・推定（想定）される内堀から城跡側の概ねの区域
- ・大通院谷

い：その他の区域（関連する計画対象区域…第1章第2節を参照）

- ・旧城下町（推定）の区域
- ・郡山の北及び東側を中心とした山麓部

2 構成要素

価値に関わる5つの要素（A～E），範囲に関わる3つの区分（史跡指定地，史跡指定地外…2つの区分〔あ，い〕）に基づき，構成要素を特定する。

表 4-1 構成要素の特定

区分	A 史跡の本質的価値を構成する要素	本質的価値を構成する要素以外の諸要素			
		B 本質的価値と一体的に又は関連して歴史的環境を構成する要素	C 自然環境を構成する要素	D 史跡の保存・活用に資する要素	E その他の要素
史跡指定地内	<p>郭(石垣, 切岸, 堀切, 池, 井戸を含む: 主要な峰, 谷で整理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素峰: 本丸, 二の丸, 三の丸 ・子峰: 釜屋の壇, 羽子の丸 ・卯峰: 厩の壇, 馬場跡 ・辰峰: 妙寿寺跡, 満願寺跡 ・午峰: 本城(本丸, 二の丸, 三の丸) ・未峰: 尾崎丸 ・申峰: 勢溜の壇, 矢倉の壇 ・酉峰: 一位の壇 ・戌峰: 釣井の壇 ・亥峰: 姫の丸壇 ・洞春寺谷: 洞春寺跡(毛利元就墓所) ・その他の郭等 ・城内通路 <p>御里屋敷跡伝承地</p> <p>墓所(石垣, 参道, 玉垣, 石灯笼等を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛利元就墓所 ・毛利氏一族墓所 ・嘯岳鼎虎禅師墓 ・毛利隆元墓所(常栄寺跡) <p>寺跡(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妙寿寺跡 ・満願寺跡 ・洞春寺跡 ・常栄寺跡(一部指定外) <p>※郡山城に関わる地下遺構を含む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・荒神社 ・百万一心碑 ・三矢の訓跡碑 ・毛利元就像 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林(里山) ・自然地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡標柱(標識) ・境界標 ・説明板 ・誘導標識 ・注意札 ・登山道・遊歩道(園路) ・休憩施設(あずまや: 毛利氏一族墓の西側) ・倉庫(毛利氏一族墓の西側) ・手水鉢(同上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物, その他構造物(御里屋敷跡伝承地)
史跡指定地外(山地・南側山麓部: 主たる計画対象区域)	<p>郭等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戌峰: 妙玖庵 ・辰谷: 大手 ・午谷 ・未谷: 興禅寺跡(郡山公園) ・申谷: 祇園社(現・清神社) ・酉谷: 常栄寺跡, 酉谷地点石垣跡 ・戌谷: 大通院跡 等 <p>神社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清神社 ・難波神社 ・貴船神社 <p>その他遺構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛利元就火葬場伝承地 <p>地下遺構</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大通院谷遺跡(薬研堀跡, 屋敷跡) ・内堀跡, 土居跡(推定)等 	<ul style="list-style-type: none"> ・幕末の陣屋跡(吉田高等学校敷地) ・幕末の番所跡(千浪郭群跡) ・郡山大師堂(88体の石仏) ・郡山第1号古墳 ・郡山第2号古墳 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林(里山) ・自然地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡へのアクセス(市道, 遊歩道) ・郡山公園(休憩施設, トイレ, 展望台) ・大通院谷川砂防公園(休憩施設, トイレ, 駐車場) ・案内板 ・説明板 ・誘導標識 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地(水路を含む) ・市街地(建物, 道路, 電柱, 排水路) ・遺構に悪影響を与える樹木, その他の撤去すべき要素

表 4-1 構成要素の特定

区分	A 史跡の本質的価値を 構成する要素	本質的価値を構成する要素以外の諸要素			
		B 本質的価値と一体的に 又は関連して歴史的環 境を構成する要素	C 自然環境を 構成する要素	D 史跡の保存・活 用に資する要素	E その他の要素
関連する計画対象区域	※地下遺構：史跡に関係する遺構が確認された場合 ・吉川元春館跡 ・小早川隆景館跡 ・太郎丸城跡 ・秀岳院跡 ・町割等	・安芸高田市歴史民俗博物館 ・町割：香取縄手，祇園縄手，順礼堂縄手，油縄手等 ・古くからの地名：三日市，六日市等 ・神社：吉田天神社，住吉神社，吉田恵比寿神社 ・寺院：法専寺，徳栄寺，高林坊，福泉坊 ・城跡：天神山城跡 ・古墳（天神山古墳群）	・樹林 ・江の川（可愛川） ・多治比川	・安芸高田市歴史民俗博物館 ・史跡へのアクセス（市道，遊歩道，その他の道） ・案内板 ・誘導標識	・農地・集落地（水路を含む） ・市街地（建物，道路，駐車場，電柱，排水路ほか）

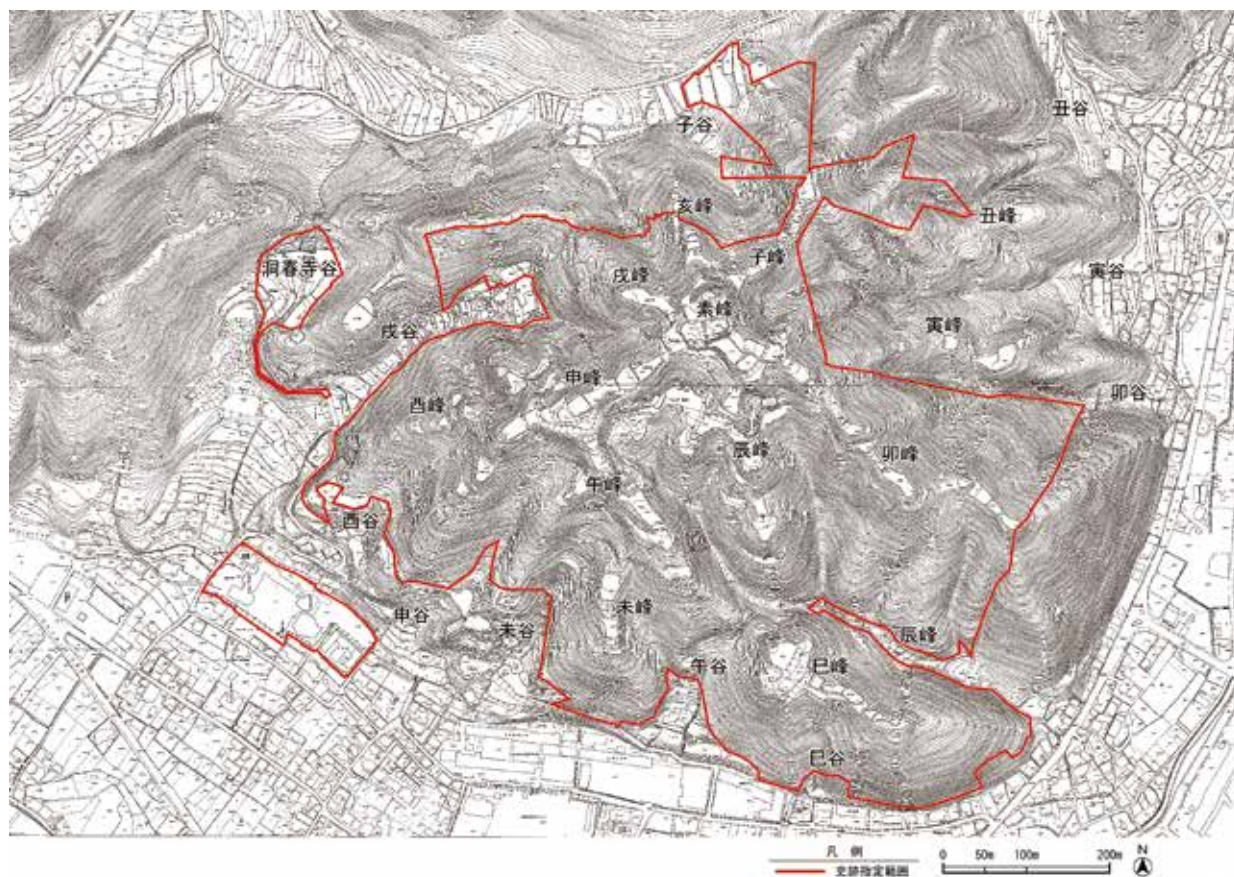


図 4-2 郡山城跡の主要な尾根・谷